

風連町・名寄市合併協議会の調整内容

資料

協議事項	C-14 各種事務事業の取扱い	関係項目	C-1-2 生きがい活動通所支援事業
分科会・専門部会の調整方針	実施の方法が社会福祉協議会への委託と直営とで差があるので統一する必要がある。 また、利用料金に差があるので統一の必要がある。		

現 況		具体的な調整方法
風 連 町	名 寄 市	
<p>1 介護の対象にならない、家に閉じこもりがちな高齢者、要介護状態になるおそれのある在宅の高齢者に対し、デイサービス事業を実施することにより、当該高齢者の自立生活の助長、社会的孤立感の解消及び要介護状態になることの予防を図ることを目的とする。</p> <p>【概要】 (サービスの内容) 送迎、給食、入浴、運動指導、健康チェック、趣味創作活動など 利用料) 一回あたり 1,000 円 利用料の減免：町長が特別の理由があると認めるとき (実績 町の直営施設の実績) 平成 15 年度 実人数 10 人 延人数 205 人 (1 回当たり利用人数 0.8 人) 年間運営日数 247 日 実施日 月～金曜日(祝祭日、年末年始を除く) 利用時間 10 時～16 時</p>	<p>閉じこもりがちな高齢者に対して総合福祉センター等において、日常生活訓練、趣味活動等のサービスを提供する。</p> <p>【事業の対象者】 要介護認定において自立と判定された高齢者等で別に規則で定める 「自立支援サービス利用判定基準」に該当する者。</p> <p>【概要】 (利用料) 1 回あたり単独型施設 930 円、併設型施設 870 円 利用料減免；市民税非課税世帯 (実績) 平成 15 年度 実人数 41 人 延人数 1,110 人 (週 1 回利用) 事業費 6,746 千円 (実施施設) 名寄市総合福祉センター、介護老人保健施設そよかぜ館 (委託先) 名寄市社会福祉協議会、医療法人臨生会</p>	<p>新市においても必須事業であり継続していく。 実施の方法は時間をかけて統一されるが、利用料金については介護保険の報酬額から算出された名寄市の例を基本に新たに基準を設けて統一する。</p>

風連町・名寄市合併協議会の調整内容

資料

協議事項	C-14 各種事務事業の取扱い	関係項目	C-1-3 外出支援サービス事業
分科会・専門部会の調整方針	利用料金が無料と有料で差があるため、応分の負担を求めて新市において統一する。		

現 況		具体的な調整方法	
風 連 町	名 寄 市		
1	<p>【事業内容】 町内に居住する高齢者及び身体障害者（児）であって、一般の交通手段を利用することが困難なものの交通手段を確保し、通院、通所を容易にし、健康の増進と福祉の向上を図る</p> <p>【利用対象者】 本町に居住する65歳以上の身体が虚弱なもの及び障害者であって一般の交通手段を利用することが困難なことから通院、通所が不可能なもの</p> <p>【利用料金】 無料</p> <p>【H15年度実績】 利用回数 137回（延べ）、利用者数 18人</p>	<p>【事業内容】 移送用車両により利用者の居宅と在宅福祉サービス提供施設、医療機関などの間を送迎する事業。</p> <p>【利用対象者】 おおむね65歳以上で心身の障害及び傷病等の理由により臥床している高齢者又は車椅子を利用している者で一般の交通機関を利用することが困難な者。 ただし、家族の介護等によりタクシーまたはこれに代わる移送手段を使用可能である者は対象より除外する。</p> <p>【利用料金】 1回200円</p> <p>【H15年度実績】 利用回数 573回（延べ）、利用者数 182人 延べ移送人員 302人、 事業費 3,098千円</p> <p>【経費負担】 道 3/4 市 1/4</p>	<p>考え方の基本は差異なし。 料金については「応分の負担」を原則に新市において統一する。</p>

風連町・名寄市合併協議会の調整内容

資料

協議事項	C-14 各種事務事業の取扱い	関係項目	C-1-6 軽度生活援助事業 C-1-11 生活管理指導事業（指導員派遣）
分科会・専門部会の調整方針	生活援助事業については補助メニューを整理・統合し料金の統一を図る 除雪サービスについては利用料が有料と無料で差があるため新市において調整統一を図る。		

現 況		具体的な調整方法	
風 連 町	名 寄 市		
1	<p>【軽度生活援助事業】</p> <p>【目的】 日常生活動作について、必ずしも介護を要する状態ではないが、困難が伴う老人等にホームヘルパーを派遣して家事等の援助を行う。</p> <p>【利用料】 1時間30分未満は220円、以降30分増すごとに80円を加算した額とする</p> <p>【委託先】 社会福祉協議会</p> <p>【利用実績】 実利用者数 74名</p> <p>【補助内訳】 道 3/4 町 1/4</p>	<p>【名称】 自立支援ヘルパー派遣事業</p> <p>【事業の目的】 自立した生活を確保するために必要な支援事業を行うことにより、高齢者の保健福祉の増進を図る。</p> <p>【内容】 要介護状態への進行を防止するため、基本的な生活習慣が欠如している者に対し、ホームヘルパーを派遣し、日常生活、家事及び対人関係等の支援指導を行う事業。</p> <p>【対象者】 要介護認定において自立と判定された高齢者等で、別に規則で定める「自立支援サービス利用判定基準」に該当する者及び市長が特に認めた者。</p> <p>【利用料金】 1時間 200円（利用料減免：市民税非課税世帯）</p> <p>【委託先】 名寄市社会福祉協議会</p> <p>【事業費】 平成15年度実績 実利用人数15人、延利用時間440時間、事業費915千円</p> <p>【補助内訳】 道 3/4 市 1/4</p>	<p>風連町は軽度生活支援事業を選択して実施</p> <p>名寄市は生活管理費同事業（指導員派遣事業）を選択して実施</p> <p>選択制度を統一し、利用料金の統一を図る</p> <p>風連：90分まで220円 （以降30分で80円加算） 名寄：1時間200円</p> <p>風連町は介護認定の要介護者まで含めて実施。名寄市は自立判定者のみ対象。 総合的な通院手段の確保とあわせて調整する。</p>

風連町・名寄市合併協議会の調整内容

資料

協議事項	C-14 各種事務事業の取扱い	関係項目	C-1-6 軽度生活援助事業（除雪サービス事業）
分科会・専門部 会の調整方針	生活援助事業については補助メニューを整理・統合し料金の統一を図る 除雪サービスについては利用料が有料と無料で差があるため新市において調整統一を図る。		

現 況		具体的な調整方法													
風 連 町	名 寄 市														
1	<p>【概要】 高齢者等世帯の稼働労力の支援として日常生活に必要な生活 通路の除雪を行い、冬期間の生活の安全を確保する</p> <p>【対象者】 ・本町に居住するおおむね65歳以上の一人暮らし老人、老夫婦世帯等で除雪の労力等の困難な者</p> <p>【除雪体制】 ・風連町高齢者事業団に委託</p> <p>【事業費（H15決算額）】 844,040円</p> <p>【経費負担】 道 3/4 町 1/4</p>	<p>【目的】 冬期間除雪等の援助を得られない高齢者および重度身体障害者の世帯が、安心して快適な生活を営むことができるよう、除雪サービス事業を提供することで、その在宅生活を支援することを目的とする。</p> <p>【対象世帯】 独自で除雪することが著しく困難であり、かつ援助してくれる介護者の得られない状況にある、概ね65歳以上の高齢者のみの世帯及び重度身体障害者の世帯</p> <p>【事業内容】 市道除雪等により門口に堆積した雪の除雪 玄関前等生活通路の除雪 門口及び玄関前等生活通路の除雪</p> <p>【利用者負担】 上記、事業内容ごとに（1シーズン）</p> <table border="0"> <tr> <td>・市民税課税世帯</td> <td>5,000円</td> <td>5,000円</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>・市民税非課税世帯</td> <td>3,000円</td> <td>3,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>・生活保護世帯</td> <td colspan="3">すべて無料</td> </tr> </table>	・市民税課税世帯	5,000円	5,000円	10,000円	・市民税非課税世帯	3,000円	3,000円	6,000円	・生活保護世帯	すべて無料			<p>風連町は高齢者事業団による手作業除雪。 名寄市は業者委託による機械除雪。</p> <p>事業内容に 玄関前等生活通路の除雪（手作業）を加える。 料金体系に市民税課税世帯 1,000円と市民税非課税世帯 500円を加える。</p> <p>ただし、の事業内容は風連地区のみとする。</p>
・市民税課税世帯	5,000円	5,000円	10,000円												
・市民税非課税世帯	3,000円	3,000円	6,000円												
・生活保護世帯	すべて無料														

		<p>【除雪体制】 市内除雪業者及び町内会等に委託</p> <p>【H15年度実績】 事業費 11,401,860 円 利用世帯数 370 世帯(門口 85、玄関前 58、門口・玄関前 227)</p> <p>【経費負担】 道 3/4 市 1/4</p>	
--	--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

風連町・名寄市合併協議会の調整内容

資料

協議事項	C-14 各種事務事業の取扱い	関係項目	C-1-23 高齢者交通費助成事業
分科会・専門部会の調整方針	名寄市だけの制度であり総合的に見直しが必要、実施要綱を見直す必要がある。		

現 況		具体的な調整方法
風 連 町	名 寄 市	
1 制度がない	<p>【事業名】 名寄市高齢者交通費助成事業</p> <p>【概要】 (対象者) 老人クラブ活動や通院等のために利用する交通機関がバス、及びJRに限られる70歳以上のもの</p> <p>(内容) 助成はバス及びJR回数乗車券を交付する。 ただし、交付する乗車券は「名士バス株式会社」「道北バス株式会社」「北海道旅客鉄道株式会社」の3社のうち1社に限る。</p> <p>【事業費】 平成15年度決算額 3,505,850円 (交付人数) 1,761人</p>	交通状況を勘案して新市において新たに定める。

風連町・名寄市合併協議会の調整内容

資料

協議事項	C-14 各種事務事業の取扱い	関係項目	C-1-7 敬老事業
分科会・専門部会の調整方針	名寄市、風連町それぞれの助成基準が違うため統一する必要がある		

現 況		具体的な調整方法
風 連 町	名 寄 市	
<p>【目的】 高齢者の労苦に報い、社会に貢献した功績をたたえ、感謝の気持ちを表すため、各公民館及び町内会主催により地域敬老会を開催。</p> <p>【事業概要】 地域敬老事業 各公民館及び町内会により事業概要は異なる</p> <p>【対象者】 町内在住者で数え72歳以上 対象者1人につき <u>1,000円</u> 平成15年度 1,129名</p>	<p>【名称】 名寄市敬老事業助成事業</p> <p>【目的】 多年にわたり社会の進展に寄与してきた高齢者を敬愛し、その労をねぎらうとともに長寿を祝福し、敬老思想の普及と老人福祉の向上に寄与する。</p> <p>【事業概要】 町内会等が実施する敬老事業に対し対象者1人につき2,000円の補助金を助成する。 具体的な敬老事業の内容は各町内会等により異なる。</p> <p>【対象者】 名寄市民で当該年の12月31日現在において数え75歳以上の者とする。</p> <p>【補助基準】 対象者1人につき <u>2,000円</u></p> <p>平成15年度実績 対象者2,865名 事業費5,730千円</p>	<p>敬老の主旨を活かしつつ行政区長、町内会長の合意を得た上で、それぞれの行政区交付金、町内会交付金に含めて交付する。 交付額、対象年齢の違いは新市において統一する。</p>

風連町・名寄市合併協議会の調整内容

資料

協議事項	C - 14 各種事務事業の取扱い	関係項目	C - 1 - 9 在宅介護支援センター
分科会・専門部 会の調整方針			

現 況		具体的な調整方法	
風 連 町	名 寄 市		
1	<p>【事業内容】</p> <p>要援護高齢者等の心身の状況及びその家族の状況等の実態把握 各種保健医療福祉サービスの情報提供及び積極的な利用について の啓発</p> <p>在宅介護に関する各種の相談。休日及び24時間相談体制をとる 要援護高齢者等をかかえる家族等からの相談及び在宅介護相談 協力員からの連絡に対して訪問等による指導及び助言</p> <p>利用対象者に係わる保健医療福祉サービスの適用の調整 介護機器の展示、利用対象者の心身状況を踏まえた介護機器の 紹介、選定及び具体的な使用方法並びに高齢者向け住宅への増 改築に関する相談及び助言</p> <p>相談協力員と支援センターとの情報交換及び相談協力員との日 常的な連絡調整</p> <p>【職員】</p> <p>基幹小規模型（地域型併設） 社会福祉主事 看護師</p>	<p>【事業内容】</p> <p>要援護高齢者等の心身の状況及びその家族の状況等の実態把握 各種保健医療福祉サービスの情報提供及び積極的な利用について の啓発</p> <p>在宅介護に関する各種の相談。休日及び24時間相談体制をとる 要援護高齢者等をかかえる家族等からの相談及び在宅介護相談 協力員からの連絡に対して訪問等による指導及び助言。</p> <p>利用対象者に係わる保健医療福祉サービスの適用の調整。 介護機器の展示、利用対象者の心身状況を踏まえた介護機器の 紹介、選定及び具体的な使用方法並びに高齢者向け住宅への増 改築に関する相談及び助言</p> <p>相談協力員に対する研修会、支援センターと相談協力員との情 報交換及び相談協力員相互の情報交換並びに相談協力員との日 常的な連絡調整</p> <p>【職員】</p> <p>基幹型：保健師、社会福祉士 地域型：社会福祉士、介護福祉士</p>	<p>両市町で基幹型、地域型、 基幹小規模型と設置形態に 差があり、統一の必要があ る。</p> <p>厚生労働省による全国介 護保険担当課長会議で在宅 介護支援センターから「地 域包括支援センター」への 移行等が説明され、2005年 度以降の制度改革案が示さ れている状況にあるため、 その制度改革案に沿って合 併準備期間での協議を重ね 新市において統一する。</p>

<p>【運営協議会の設置】 年1回開催し、在宅介護支援センターを適切に運営するために以下について協議する。 事業計画に関すること 関係機関との調整及び連携に関すること その他、運営上において必要な事項に関すること</p> <p>【業務委託先】 なし</p> <p>【道補助事業の内容】</p> <p style="text-align: right;">平成16年度補助金予定額</p> <table border="0"> <tr> <td>・在宅介護支援センター運営事業</td> <td style="text-align: right;">6,975千円</td> </tr> <tr> <td>・高齢者実態把握事業</td> <td style="text-align: right;">1,871千円</td> </tr> <tr> <td>・介護予防プラン作成事業</td> <td style="text-align: right;">227千円</td> </tr> </table>	・在宅介護支援センター運営事業	6,975千円	・高齢者実態把握事業	1,871千円	・介護予防プラン作成事業	227千円	<p>【運営協議会の設置】 年1回開催し、在宅介護支援センターを適切に運営するために以下について協議する。 事業計画に関すること 関係機関との調整及び連携に関すること その他、運営上において必要な事項に関すること</p> <p>【業務委託先】 地域型支援センター ・社会福祉法人 名寄市社会福祉事業団 1カ所 ・社会福祉法人 名寄市社会福祉協議会 1カ所</p> <p>【道補助事業の内容】 名称：在宅介護支援センター運営事業補助金 金額：19,980 × 3/4 = 14,985千円</p>	
・在宅介護支援センター運営事業	6,975千円							
・高齢者実態把握事業	1,871千円							
・介護予防プラン作成事業	227千円							

風連町・名寄市合併協議会の調整内容

資料

協議事項	C-14 各種事務事業の取扱い	関係項目	C-2-4 介護保険低所得者利用者負担軽減対策補助 C-2-10 介護保険料の減免
分科会・専門部会の調整方針	軽減対策のうち法施行時減免、障害者減免、は道費補助事業として共通。道費補助事業のうち社会福祉法人減免については名寄市のみ実施しているが、風連町分も補助メニューに載せることで統一する。 名寄市が独自で減免している生活困窮者減免については新市において統一する。		

現 況		具体的な調整方法
風 連 町	名 寄 市	
1	<p>相違のある減免制度のみ記載</p>	<p>社会福祉法人減免（道費補助）</p> <p>社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担減免措置事業（以下、社会福祉法人減免）</p> <p>【要件】 （在宅サービス利用者）住民税非課税世帯に属する者 （特養入所者） 住民税非課税世帯に属する者で、かつ、年収42万円以下の者</p> <p>【対象サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護（ただし、障害者減免対象者以外） ・通所介護・短期入所生活介護 ・指定介護老人福祉施設における施設サービス <p>【対象者・及び経費】 平成15年度 216人 3,228,000円</p>

風連町・名寄市合併協議会の調整内容

資料

協議事項	C-14 各種事務事業の取扱い	関係項目	C-2-4 介護保険低所得者利用者負担軽減対策補助 C 2 10 介護保険料の減免
分科会・専門部会の調整方針	軽減対策のうち法施行時減免、障害者減免、は道費補助事業として共通。道費補助事業のうち社会福祉法人減免については名寄市のみ実施しているが、風連町分も補助メニューに載せることで統一する。 名寄市が独自で減免している生活困窮者減免については新市において統一する。		

現 況		具体的な調整方法
風 連 町	名 寄 市	
2	<p>相違のある減免制度のみ記載</p>	<p>介護保険サービス利用者負担額助成措置事業</p> <p>【概要】 名寄市に住所を有する要介護被保険者等のうち、生計困難と認められる者が一定の介護保険サービスを利用する場合、利用者負担の一部を助成することにより、介護保険制度の円滑な施行を図り、もって在宅介護の推進及び高齢者等の福祉の向上に資する。</p> <p>【要件】住民税非課税世帯に属する者(生活保護受給者を除く)</p> <p>【対象サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護(ただし、障害者減免対象者以外) ・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハビリ ・通所介護(社会福祉法人の減免適用者は除く) ・通所リハビリ ・短期入所生活介護(社会福祉法人の減免適用者は除く) ・短期入所療養介護 <p>【平成15年度実績】</p> <p>対象者(認定証交付者) 130人 助成実績 3,358,804円</p>

風連町・名寄市合併協議会の調整内容

資料

協議事項	C-14 各種事務事業の取扱い	関係項目	C-2-4 介護保険低所得者利用者負担軽減対策補助 C-2-10 介護保険料の減免
分科会・専門部会の調整方針	軽減対策のうち法施行時減免、障害者減免、は道費補助事業として共通。道費補助事業のうち社会福祉法人減免については名寄市のみ実施しているが、風連町分も補助メニューに載せることで統一する。 名寄市が独自で減免している生活困窮者減免については新市において統一する。		

現 況		具体的な調整方法						
風 連 町	名 寄 市							
1	<p>相違のある減免制度のみ記載</p>	<p>低所得者減免(名寄市独自減免)</p> <p>【要件】</p> <p>世帯全員の年間収入を合算した額が、当該年度の老齢福祉年金額に、当該世帯の構成員数を乗じて得た額以内 申請日において、世帯全員の預貯金額を合算した額が、300万円以内(単身にあっては150万円以内)</p> <p>申請日の属する年度の固定資産税の賦課期日において、その属する世帯の構成員が、当該世帯の居住の用に供する土地及び家屋並びに市長が活用することが困難であると認めた資産以外の資産を保有していないこと</p> <p>【減免額】</p> <p>申請のあった日の属する年度に賦課する保険料で、政令第38条第1項第2号に掲げる者に係る保険料から、同項第1号に掲げる者に係る保険料を控除して得た額</p> <p>【実績】</p> <table border="0"> <tr> <td>平成15年度</td> <td>対象者</td> <td>35人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>減免額</td> <td>396,700円</td> </tr> </table>	平成15年度	対象者	35人		減免額	396,700円
平成15年度	対象者	35人						
	減免額	396,700円						

風連町・名寄市合併協議会の調整内容

資料

協議事項	C-14 各種事務事業の取扱い	関係項目	C-3-6 精密健康診査（妊婦・乳児・1歳6か月児・3歳児）
分科会・専門部会の調整方針	妊婦以外は両市町とも相違なし。妊婦については風連町でも殆ど実例がないため除外して制度を統一する。		

現 況		具体的な調整方法	
風 連 町	名 寄 市		
1	<p>【目的】 心身の健康や発達において経過をみる必要がある場合、医療機関等で精密健康診査を行い、適切な対応が進められるように支援する。</p> <p>【事務手順】 妊婦・乳児健診・1歳6か月児健診・3歳児健診後精密健康診査の必要がある場合、精密健康診査受診票を作成し、医療機関等で精密健康診査を受けてもらい、医療機関からの請求をもって支出する。</p> <p>【経費負担】 3歳児・1歳6か月児健診は 国 1/3 道 1/3 町 1/3</p> <p>結果に応じて受診経過を確認し、未受診者には受診勧奨を行い、適切な対応が進められるよう支援する。</p>	<p>【目的】 心身の健康や発達において経過をみる必要がある場合、医療機関等で精密健康診査を行い、適切な対応が進められるように支援する。</p> <p>【事務手順】 3歳児健診後、精密健康診査の必要がある場合、精密健康診査受診票を作成し、医療機関等で精密健康診査を受けてもらい、医療機関からの請求をもって支出する。</p> <p>【経費負担】 3歳児健康診査 国 1/3 道 1/3 市 1/3</p> <p>妊婦の精密健康診査は本人の自己負担。 乳児・1歳6か月児においては、乳幼児医療の適用になるため、精密健康診査受診票という形式はとらず、依頼書を発行。 結果に応じて受診経過を確認し、未受診者には受診勧奨を行い、適切な対応が進められるよう支援する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・3歳児については取り扱いと同じ。 ・乳児、1歳6か月児は扱いは違うが内容的には相違なし。事務的な取扱いを統一して新市においても存続する。 ・妊婦については、現在は通常の妊婦検診により対応できるので、対象からはずす。

風連町・名寄市合併協議会の調整内容

資料

協議事項	C-10 使用料・手数料の取扱い C-14 各種事務事業の取扱い	関係項目	C-3-21 保健事業検診手数料 C-3-23 各種がん検診
分科会・専門部会の調整方針	対象とする年齢や自己負担額、実施回数等に若干の差があるが、必須業務のため違いを統一し新市でも継続実施する。		

		現 況		具体的な調整方法																																																							
		風 連 町	名 寄 市																																																								
2	<p>相違のある点のみ記載</p> <ul style="list-style-type: none"> 胃がん検診の対象者 35歳以上の住民 50歳以上の男性対象に咽頭がん検診実施(無料) 女性の旭川がん検診センターでの個別検診にバス送迎 <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>検診名</th> <th>個人負担</th> <th>検診名</th> <th>個人負担</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本健診</td> <td>1,300円</td> <td>子宮体部</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>胃がん</td> <td>1,600円</td> <td>乳がん</td> <td>1,100円</td> </tr> <tr> <td>肺がん</td> <td>600円</td> <td>肝炎ウイルス</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>肺がん</td> <td>1,000円</td> <td>骨粗鬆症</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>大腸がん</td> <td>1,100円</td> <td>前立腺</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>子宮頸部</td> <td>1,600円</td> <td>HPV検査</td> <td>600円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 40px;">肺がん 胸部レントゲン 肺がん 喀痰検査</p>	検診名	個人負担	検診名	個人負担	基本健診	1,300円	子宮体部	1,000円	胃がん	1,600円	乳がん	1,100円	肺がん	600円	肝炎ウイルス	500円	肺がん	1,000円	骨粗鬆症	1,500円	大腸がん	1,100円	前立腺	2,000円	子宮頸部	1,600円	HPV検査	600円	<p>相違のある点のみ記載</p> <ul style="list-style-type: none"> 胃がん検診の対象者 40歳以上の住民 咽頭がん検診は実施していない 女性の旭川での個別検診は直接申し込み受診 <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>検診名</th> <th>個人負担</th> <th>検診名</th> <th>個人負担</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本健診</td> <td>1,000円</td> <td>子宮体部</td> <td>800円</td> </tr> <tr> <td>胃がん</td> <td>1,500円</td> <td>乳がん</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>肺がん</td> <td>500円</td> <td>肝炎ウイルス</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>肺がん</td> <td>800円</td> <td>骨粗鬆症</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>大腸がん</td> <td>1,000円</td> <td>前立腺</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>子宮頸部</td> <td>1,500円</td> <td>HPV検査</td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 40px;">肺がん 胸部レントゲン 肺がん 喀痰検査</p>	検診名	個人負担	検診名	個人負担	基本健診	1,000円	子宮体部	800円	胃がん	1,500円	乳がん	1,000円	肺がん	500円	肝炎ウイルス	300円	肺がん	800円	骨粗鬆症	1,000円	大腸がん	1,000円	前立腺	無料	子宮頸部	1,500円	HPV検査	無料	<p>相違のある検査項目や対象者年齢においては両市町の受診状況を分析した上で統一する。</p> <p>個人負担については委託先を統一する等して極力増加させないことを基本に適正額を設定し統一する。</p> <p>国保被保険者の負担については9月13日の基本項目小委員会で負担の少ない方に統一することで議論済み</p> <p>名寄市は平成13年から制度周知の意味もあり2,000円としていたが、実施後5年間経過するため、新市においては風連町の例により助成額1,000円とする。</p>
検診名	個人負担	検診名	個人負担																																																								
基本健診	1,300円	子宮体部	1,000円																																																								
胃がん	1,600円	乳がん	1,100円																																																								
肺がん	600円	肝炎ウイルス	500円																																																								
肺がん	1,000円	骨粗鬆症	1,500円																																																								
大腸がん	1,100円	前立腺	2,000円																																																								
子宮頸部	1,600円	HPV検査	600円																																																								
検診名	個人負担	検診名	個人負担																																																								
基本健診	1,000円	子宮体部	800円																																																								
胃がん	1,500円	乳がん	1,000円																																																								
肺がん	500円	肝炎ウイルス	300円																																																								
肺がん	800円	骨粗鬆症	1,000円																																																								
大腸がん	1,000円	前立腺	無料																																																								
子宮頸部	1,500円	HPV検査	無料																																																								
3	<p>高齢者のインフルエンザワクチン助成事業 (基本的には65歳以上) 助成額 一人当たり1,000円</p>	<p>高齢者のインフルエンザワクチン助成事業 (基本的には65歳以上) 助成額 一人当たり2,000円</p>																																																									

専 門 部 会 決 裁 項 目

（ 保 健 福 祉 分 科 会 ）

部会	分類		項 目	課 題	調 整 方 針
C	1	1	重度心身障害者医療費助成事業	特になし	道の制度のため引き続き実施
		4	家族介護慰労事業	特になし	H15 は該当者はいないが制度として合併後も存続
		5	緊急通報システム事業	特になし	利用料無料、合併後も存続(非常ボタンは消防と関連している)
		8 21	高齢者事センター事業 高齢者事業団訪問開拓員設置事業	事業内容は相違なし	補助金等の基準統一した上で新市においても存続 組織を統一するか協議が必要
		10	寝具類等選択乾燥消毒サービス事業	名寄市のみが行っている事業	対象を風連町にも拡大し存続
		11	生活管理指導事業（指導員派遣）	名寄市のみが社会福祉協議会に委託して行っている事業	社協の統一問題とあわせて風連町にも対象を拡大するか協議して存続
		13	地域ケア推進事業	名寄市のみが行っている事業	在宅介護支援センターの組織を整備し対象を風連町にも拡大し存続する。
		14	介護用品支給事業	名寄市のみが行っている事業	対象を風連町にも拡大し存続
		15	配食サービス事業	名寄市のみが行っている事業	対象を風連町にも拡大し存続
		16 17	老人クラブ活動等補助 老人クラブ連合会補助	道費補助事業につき大きな相違なし	補助基準等を整備し存続
		18	老人日常生活用具給付等	風連町のみ事業（道費補助事業）	対象を名寄市に拡大し存続
		19	老人福祉施設入所等事務	国庫補助、道費補助事業 両市町に相違なし	新市においても引き続き実施
		20	老人福祉電話事業	両市町の取り組みに差異なし	設置・撤去費用の検討を行ったうえで存続
		24	ｼﾊﾞｰﾙｲﾝｸﾞ 生活援助員派遣事業	名寄市のみ事業（社協・社会福祉事業団へ委託）	名寄市に合わせりことを基本とするが、社協、社会福祉事業団の形態と関連してくる。

専 門 部 会 決 裁 項 目

（ 保 健 福 祉 分 科 会 ）

部会	分類		項 目	課 題	調 整 方 針
C	1	25	更正医療の給付	国庫補助、道費補助事業のため差異なし	引き続き存続
		26	重度身体障害者（児）日常生活用具給付事業	道費補助事業、差異なし	新市においても存続（市となるため道費補助率が変わる、風連町分4分の3 2分の1補助へ）
		27	知的障害者（児）日常生活用具給付等事業	国庫補助事業	現在、風連町には該当者がいないが新市においても引き続き実施
		28	心身障害者地域共同作業所補助金	道費補助事業 名寄市のみ	新市においても引き続き存続する
		29	障害者計画	名寄市のみが保有	現計画がH19までのため次期計画では風連町も含めて策定する
		30	心身障害者（児）通園費助成事業	風連町が名寄市総合福祉センターへの通所のため助成	同一市内となるため廃止する。
		31	心身障害者扶養共済制度事務	両市町に差異なし	合併後も存続
		32	身体障害者（児）舗装具の交付及び修理	国庫補助事業 差異なし	合併後も存続（市となるため風連町分への道費補助4分の1はなくなる 国2分の1、市2分の1）
		33 55	身体障害者・知的障害者相談 身体、知的、精神障害者相談員制度	道費補助、道との共同事業につき差異なし	引き続き実施
		34	身体障害者自動車運転免許証取得費助成	道費補助事業 名寄市のみ実施	風連町に拡大し引き続き実施
		35	身体障害者手帳申請	知事認可事業の差異なし	存続
		36	身体障害者福祉協会補助外、他障害者協会補助金	各団体へ補助金支出	各団体の統合を検討 補助金及び補助方法の見直し、統一が必要
		37	身体障害者用自動車改造費助成	差異なし	道費補助事業のため継続
		38	精神保健福祉法事務	上川支庁への送達と対象者への交付事務	新市においても引き続き実施

専 門 部 会 決 裁 項 目

（ 保 健 福 祉 分 科 会 ）

部会	分類	項 目	課 題	調 整 方 針
		39 特別障害者等手当	国庫補助事務	現在、風連町対象ないが名寄市の手順で実施
		40 障害者(児)ハイヤー料金助成事業	名寄市だけの単独事業	風連町にも拡大して実施。予算措置必要
		41 療育手帳申請	両市町に差異なし	児童相談所との関連事務、存続
		42 身体障害者居宅生活支援費支給事業	国庫補助、道費補助事業のため差異なし	新市においても引き続き実施
		43 精神障害者居宅介護等事業	名寄市のみで実施 国庫補助、道費補助事業	風連町には該当がないが引き続き実施。名寄市の実施形態が社協委託のため社協の体制と関連する。
		44 知的障害者居宅生活支援費支給事業	国庫補助、道費補助事業のため両市町で差異なし	引き続き実施
		45 知的障害者施設訓練等支援費支給事業	国庫補助、道費補助事業のため両市町で差異なし	引き続き実施
		46 身体障害者施設訓練等支援費支給事業	国庫補助、道費補助事業のため両市町で差異なし	引き続き実施
		47 知的障害者医療給付事業	国庫補助、道費補助事業のため両市町で差異なし	引き続き実施
		48 進行性筋萎縮症者療養給付費	国庫補助、道費補助事業のため両市町で差異なし	合併後も存続（市となるため風連町分への道費補助4分の1はなくなる 国2分の1、市2分の1）
		49 市町村障害者社会参加促進事業	道費補助事業 名寄市のみ	風連町にも拡大し存続
		50 重度視力障害者電話料助成事業	名寄市のみ実施	風連町にも拡大し存続
		51 聴覚障害者協力員派遣事業	道費補助事業 風連町該当なし	合併後も存続
		52 障害者スポーツ大会	道費補助事業 風連町該当なし	合併後も存続

専 門 部 会 決 裁 項 目

（ 保 健 福 祉 分 科 会 ）

部会	分類		項 目	課 題	調 整 方 針
C	1	53	障害者に対する公共料金・交通機関割引証明	有料道路、NHK受信料免除申請の証明 差異なし	引き続き実施
		54	精神障害者東西線バス運賃割引制度	名寄市のみ実施 名寄市の委託運行路線バス	引き続き実施するが、風連町の対象については検討が必要
		55	身体、知的、精神障害者相談員制度	道費補助事業、報酬は道から支給	新市における相談員数、相談日等を調整し存続
		56	長寿を祝う会・老人文化祭開催事業	名寄市のみで実施している事業	対象を風連町まで拡大し新市においても実施
		57	生きがいホビーセンター運営事業	名寄市のみでの取り組み	当面名寄市の方法で存続、風連町にも類似事業を検討する。
		58	外国人高齢者障害者福祉給付金支給事業	道費補助事業で風連町には該当者なし	新市においても引き続き実施する
		59	介護予防事業	道費補助事業で差異なし	新市においても引き続き実施する
		60	在宅介護支援事業	道費補助事業で両市町に差異なし	引き続き実施

専 門 部 会 決 裁 項 目

（ 介護保険 分科会 ）

部会	分類		項 目	課 題	調 整 方 針
C	2	1	介護保険給付事務	サービス提供の事業所が違う 名寄市のサービスを利用したいという風連町の被 保険者お通所手段を確保する必要がある。	調整し存続
		2	介護保険資格管理	介護保険法による事務 大きな差異なし	システム、手続き等を統一し存続
		3	介護保険申請受付事務	介護保険法による事務 大きな差異なし	システム、手続き等を統一し存続
		6	介護保険認定審査	介護保険法に基づく事務 差なし	システム、手続き等を統一し存続
		7	介護保険要介護認定訪問調査	介護保険法に基づく事務 差なし	新市においても存続
		8	介護保険料に関する申告方法	差異なし	新市においても存続
		11	介護保険料賦課収納管理	システムの違い	システム、手続き等を統一し存続
		12	介護保険料無申告者の取扱い	特に差異なし	新市においても存続
		13	市町村介護保険事業計画	両市町で第3期計画を18年3月議会で議決	合併後1年間はそれぞれの第3期計画により実施。 その後新市において新市の計画を策定
		14	介護保険料滞納整理事務	風連町：生活課担当 名寄市：税務課と連携	所管を整理して存続
		15	介護保険居宅介護新事務	特に差異なし	新市においても存続
		16	名寄地区介護認定審査会事務局事務	広域業務の事務局を名寄市で担当	新市においても存続
		17	国保連関係調整事務	特に差異なし	新市においても存続

専 門 部 会 決 裁 項 目

（ 介護保険 分科会 ）

部会	分類		項 目	課 題	調 整 方 針
C	2	18	新規審査会委員・調査員研修事務	広域事務局で行っている	新市においても存続
		19	各種証明発行事務	風連町：1通300円 名寄市：無料	料金に差があるが発行数が風連町 4件と少ないため無料で統一して存続

専 門 部 会 決 裁 項 目

（ 健 康 指 導 分 科 会 ）

部会	分類		項 目	課 題	調 整 方 針
C	3	1	在宅当番・救急医療病院群輪番制	名寄市のみで実施、調整不要	広域で実施している事業、合併後も条例整備し継続
		2	医師会運営費補助金（開業医師会）	名寄市のみで実施、調整不要	上川北部医師会対象、合併後も継続
		3	育児相談	両市町で実施 対象、内容に若干差がある	事務レベルで調整し新市でも継続
		4	家庭訪問（母子）	両市町とも日常業務として実施	新市においても継続
		5	妊婦一般健康診査	両市町ともほぼ同じ 超音波検査は風連のみ	超音波検査分については検討必要であるも他については新市でも継続
		7	乳幼児健康診査	両市町とも日常業務として実施 対象年齢（月数）内容に若干の差がある	対象年齢(月数)等について事務レベルで調整し継続
		8	乳幼児歯科健康診査	両市町とも日常業務として実施 委託料に若干の差がある	委託料等について整理し、新市においても継続
		9	母子健康手帳交付	母子保健法による業務 差異なし	新市においても継続
		10	母子保健計画	名寄市は次世代育成支援計画に包括される。 風連町は検討中	新市において名寄市をベースに策定
		11	老人保健事業基本健康診査	両市町とも日常業務として実施 対象、内容等に一部差がある。	対象等の一部の違いを事務レベルで調整し新市においても引き続き実施。
		12	訪問看護ステーション事業	差異なし	両市町とも日常業務として実施 継続
		13	救急医療啓発普及事業	差異なし	新市においても現行どおり実施
		14	障害者保健指導	差異なし	新市においても現行どおり実施
		15	食生活改善推進事業	両市町に協議会がある。地域性の強い事業	連絡協議会（役員会）を開催する等して連携を強め組織のあり方等についても検討する。

専 門 部 会 決 裁 項 目

（ 健 康 指 導 分 科 会 ）

部会	分類		項 目	課 題	調 整 方 針
C	3	16	栄養相談	両市町とも日常業務として実施 差異なし	新市においても現行どおり実施
		17	生活習慣病予防事業 (個別健康教育)	風連町のみ検診事後として実施	合併後同一サービスを実施するため業務支援体制等について調整する必要あり。
		18	訪問指導(成人・精神障害・難病含む)	両市町とも日常業務として実施 差異なし	新市においても現行どおり実施
		19	保健衛生事故調査会	両市町に委員会がある。差異なし	委員会を統合し新市においても存続
		20	予防接種事業	インフルエンザの助成等、一部助成制度に差あり	違いについては調整統一し、引き続き実施
		22	結核予防事業	結核予防法による業務 差異なし	現行どおり新市においても実施
		24	各種検診(脳ドック等)	国保の事業 節目検診は風連町のみ取り組み	国保係と協議して統一する。
		25	業務状況説明書類の作成	差異なし	新市においてもそのまま実施
		26	健康管理システム	風連町のみ総合データバンク事業(国保)として実施している。	当面は現行のままとし、新市において名寄市分も含めて総合的に検討する。
		27	健康教育(母子)	両市町で実施しているが内容や対象に差がある。	新市の統一したサービスとして内容等に調整必要
		28	骨の健康度チェック(骨粗鬆症検診)	両市町で実施しているが内容等に若干差がある	新市の統一したサービスとして調整し存続
		29	健康教育(成人)	両市町で実施しているが内容等に若干差がある	新市の統一したサービスとして調整し存続
		30	健康相談(成人)	両市町で実施しているが内容等に若干差がある	新市の統一したサービスとして調整し存続
		31	健康づくり地域推進員の育成	両市町に保健推進員の組織あり、地域独自の活動をしている	地域性の強い活動であり、新市において進め方や組織のあり方について検討し継続する
		32	健康手帳の交付	両市町で実施しているが内容等に若干の差がある	新市の統一したサービスとして調整し存続

専 門 部 会 決 裁 項 目

(健 康 指 導 分 科 会)

部会	分類	項 目	課 題	調 整 方 針	
C	3	33	健康日本 21 計画	名寄市は計画を作成する予定であるも、風連は検討中	新市において名寄市をベースに策定
		34	健康まつり	風連町、名寄市それぞれに実施している	地域性の強い事業であるため新市での実施方法を調整しながら継続する。
		35	健診事後相談（母子）	風連町は健康管理システムでデータを管理し適宜実施している。名寄市は定期的開催している	事業目的は同じであるが実施方法等を調整して新市においても実施する。
		36	健診事後教室（親子ふれあいひろば）	名寄市のみで実施している	風連町にも拡大し内容等を検討しながら新市においても継続する。
		37	子育て支援事業	母子保健法による業務で両市町とも実施しているが内容等に差がある。	合併後同一サービスを提供する意味でも内容等を事務レベルで調整し引き続き実施する
		38	脱臼検診（3～4ヶ月）	名寄市が市立病院に委託して実施している	風連町にもサービスを拡大し引き続き実施する
		39	フッ化物塗布勸奨	両市町とも検診等の機会を利用し勸奨	差異がないため引き続き実施
		40	関係機関との連携（母子・成人・その他）	差異なし	新市においても継続
		41	学生実習指導（地域母子、名寄短大）	差異なし	新市においても継続
		42	エキノコックス症検診	風連町は基本健診時に実施（負担600円）、名寄市は年1回の健康まつり時等に実施（無料）	実施方法、自己負担等については調整を要するが引き続き実施する
		43	機能訓練	両市町ともそれぞれの施設を利用し実施	合併後に同一サービスを提供するため職員の支援体制等で調整を要するが引き続き実施する
		44	確認検診	名寄市のみが実施している	合併後同一サービスを提供する意味でも内容等を事務レベルで調整し引き続き実施する
		45	旭川日赤事業	名寄市のみ実施	風連町も含めて新市でも継続
		46	健康料理教室（成人）	両市町とも実施	新市において総合的に計画を立てて実施

専 門 部 会 決 裁 項 目

（ 健 康 指 導 分 科 会 ）

部会	分類	項 目	課 題	調 整 方 針
C	3	47	保健（福祉）センターの管理 名寄市のみ保健センター設置	新市においても継続

専 門 部 会 決 裁 項 目

（ 社 会 福 祉 分 科 会 ）

部会	分類		項 目	課 題	調 整 方 針
C	4	1	民生児童委員協議会事務	風連町 38 名 名寄市 158 名	新市において新たな民生児童委員協議会が発足するので事務レベルの問題を調整し存続
		2	民生委員推薦会	風連町 14 名 名寄市 7 名でそれぞれに構成	新市の基準で新たに設置する
		3	生活保護申請相談	差異なし	新市においても存続
		4	生活保護費支給事務	差異なし	新市においても存続
		5	地域福祉計画	両市町とも策定を検討中	新市において新たな地域単位での計画が必要
		6	遺族会補助	補助金額は風連町 180,000 円、名寄市 80,000 円と差があるため調整が必要	補助メニューの総体も検討し統一
		7	援護（戦没者等の妻に対する特別給付金）	国の事業の窓口受付のため差異なし	新市においても存続
		8	行旅困窮者措置費法外援護（行旅人）	差異なし	新市においても存続するが、業務内容からして社会福祉協議会への事務移管が妥当と思われる。
		9	災害弔慰金、災害障害見舞金支給	両市町に規定はあるが、近年該当者がいない。	合併後、統合及び廃止も含めて規定を整備し統一基準とする。
		10	成年後見者制度利用支援事業	名寄市で検討中	新規事業として検討し合併時に検討する
		11	戦傷病者の援護事務	制度についての相談進達業務、差異なし	新市においても存続
		12	戦没者遺族（弔慰金）	国の事務の受付のみ、差異なし	新市においても存続
		13	戦没者追悼式典	それぞれの市町で独自に開催	議題を整理し統合するか、自治区においてそれぞれ行うか、検討を要する。
		14	日本赤十字社関係	名寄市地区と風連町分区が存在	公共的団体等の取扱いで組織については協議される。業務としてはその性格上社会福祉協議会への事務移管が妥当と思われる。

専 門 部 会 決 裁 項 目

（ 社 会 福 祉 分 科 会 ）

部会	分類	項 目	課 題	調 整 方 針
C	4	15	献血	風連町年3回 名寄市年17回実施 業務内容からして社会福祉協議会への事務移管が妥当と思われる。合併時に再編
		16	福祉バス運行事業	名寄市は社会福祉協議会へ運行委託 風連町は行政が対応 直営と民営の統一が課題 事業の実施方法を統一し存続。
		19	議会の議決を要する負担付の寄付受領（病院等）	差異なし 新市においては総務主管で統一する
		20	母子寡婦福祉会補助	名寄市母子会への補助（名寄市のみ） 新市の補助金全体のメニューの中で調整し合併時に再編する
		21	児童福祉法居宅生活支援費支給事業	児童福祉法による業務 差異なし 新市においても存続
		22	子育て支援計画	両市町とも16年度で計画終了 必要に応じ新市で計画策定
		23	児童デイサービスセンターの設置及び管理	サービスエリア（上川北部6市町村）でカバー 合併後も存続
		24	児童手当	児童手当法による業務 差異なし システム統合の上、新市でも存続
		25	児童扶養手当	児王扶養手当法による業務 差異なし システム統合の上、新市でも存続
		26	特別児童扶養手当	特別児童扶養手当法による業務 差異なし システム統合の上、新市でも存続
		28	地域子育て支援センター	国庫補助、道補助を受けて両市町（計3カ所）で実施） 差異なし 利用料無料のため引き続き実施
		29	乳幼児医療費助成制度	道補助事業のため差異なし システム統合の上、新市でも存続（支払日の統一等が必要）
		30	母子・父子家庭等医療費助成事業	道補助事業のため差異なし システム統合の上、新市でも存続（支払日の統一等が必要）

17、 18 は社会福祉協議会の課題として別扱いとする。

風連町・名寄市合併協議会の調整内容

資料

協議事項	C-14 各種事務事業の取扱い	関係項目	施設整備計画の策定
分科会・専門部会の調整方針	新市において調整する		

現 況		具体的な調整方法	
風 連 町	名 寄 市		
58	<p>【事業目的】 町の学校教育充実のために、小・中学校施設の整備拡充のための計画を策定している。</p> <p>【概要】 風連中学校 校舎及び屋体 昭和 39 年度(鉄筋コンクリート) 計画 校舎及び屋体 平成 20 年度建設予定</p> <p>風連中央小学校 校舎及び屋体 昭和 46 年度(鉄筋コンクリート)</p>	<p>【事業目的】 市の学校教育充実のために、小・中学校施設の整備拡充のための計画を策定している。</p> <p>【概要】 名寄東小学校 屋体 昭和 35 年度建設(木造) 昭和 50 年度建設(木造) 計画 屋体～平成 19 年度建築</p> <p>名寄南小学校 豊西小学校 名寄中学校</p> <p>大規模改造 平成 19 年度～</p>	<p>新市において総合計画等を 勘案した調整が必要</p>

風連町・名寄市合併協議会の調整内容

資料

協議事項	協定項目 C - 1 0 (使用料・手数料の取り扱い)	関係項目	学校開放事業
分科会・専門部会の調整方針	使用料を当面現行の通りとし事業を存続する		

現 況		具体的な調整方法	
風 連 町	名 寄 市		
14	<p>【目的】 一般市民のスポーツ及びレクリエーションの利用に学校教育に支障のない範囲で、小中学校の体育館及びグラウンドの開放を行なう。(小学校3校、小中学校1校)</p> <p>【利用団体の登録】 開放施設を利用する団体は、学校開放事業及び各スポーツ施設利用団体登録書で登録する。</p> <p>【開放施設の利用調整】 1. 年2回町内各体育施設と併せて利用団体調整会議を開催し、各団体の利用時間調整を行なう。 2. 施設利用の決まった団体は学校開放事業利用申請書を教育課に提出。 3. 教育課は学校に申請書を渡す。 4. 学校で利用の承認または否認を決定。 5. 学校の承認後、教育課は利用団体に許可書を交付。</p> <p>【使用方法】 利用団体は学校開放事業用鍵受渡誓約書を教育課に提出し、責任を持って貸与した鍵を管理する。</p> <p>【使用料】 中央小学校体育館 夏期 1時間 1,010円 冬期 1時間 1,620円</p>	<p>(目的) 小・中学校の教育に支障のない範囲でスポーツ団体に体育館の開放を行う。 (施設の申請及び調整) 年度当初、利用調整会議を行う。 利用の決まった団体は学校開放事業申請書に記入し前月の20日までにスポーツセンターに提出する。 各学校と翌月の確認を行う。 確認後、25日以降に許可書を発行する。 学校へ申請書控え及び予定表、警備会社に予定表・日誌を渡す。 利用者は、利用時間の5分前にいき、警備会社から日誌を受け取り帰りに必ず記入して玄関に置き施錠をして帰る。 利用しなくなった場合は、必ずスポーツセンターに連絡する。</p> <p>使用料・無料</p>	<p>使用料に差異あり 合併後の全市的な使用料のあり方の中で検討し調整する 当面は現行通り存続とする</p>

	下多寄小学校体育館	夏期	1時間	700円		
		冬期	1時間	1,120円		
	東風連小学校体育館	夏期	1時間	690円		
		冬期	1時間	1,100円		
	日進小中学校体育館	夏期	1時間	1,060円		
		冬期	1時間	1,700円		
	中央小学校グラウンド夜間照明		1時間	600円		

風連町・名寄市合併協議会の調整内容

資料

協議事項	協定項目 C - 1 0 (使用料・手数料の取り扱い)	関係項目	使用料 (教育施設・スポーツ以外の施設)
分科会・専門部会の調整方針	合併後も当面現行の通り存続する		

現 況		具体的な調整方法																																																																				
風 連 町	名 寄 市																																																																					
30 [風連町福祉センター・風連町児童会館・風連町青少年研修センター・風連町歴史民俗資料館] 【目的】 生活文化の振興、町民育成を促す諸活動並びに事業の助長、社会福祉の増進に寄与する。 【使用の許可】 町・教育委員会・各公共的団体・付属機関等が行う事業以外で、福祉センターを使用とする者は、あらかじめ町長の許可が必要。 関連項目 [使用料・手数料] [風連町福祉センター] <table border="1"> <tr> <td>基本料金 (1 時間あたり)</td> <td>夏期</td> <td>冬期</td> </tr> <tr> <td>大ホール</td> <td>590 円</td> <td>950 円</td> </tr> <tr> <td>料理講習室</td> <td>80 円</td> <td>120 円</td> </tr> <tr> <td>第 1 研修室</td> <td>140 円</td> <td>230 円</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>110 円</td> <td>170 円</td> </tr> <tr> <td>レクリエーション室</td> <td>250 円</td> <td>390 円</td> </tr> <tr> <td>サークル室</td> <td>100 円</td> <td>160 円</td> </tr> <tr> <td>第 2 研修室</td> <td>140 円</td> <td>230 円</td> </tr> </table>	基本料金 (1 時間あたり)	夏期	冬期	大ホール	590 円	950 円	料理講習室	80 円	120 円	第 1 研修室	140 円	230 円	和室	110 円	170 円	レクリエーション室	250 円	390 円	サークル室	100 円	160 円	第 2 研修室	140 円	230 円	[名寄市民文化センター] 【目的】 市民の教育文化の向上に寄与するとともに、集会等の用に供するため。 【使用の許可】 文化センターを使用しようとする者はあらかじめ教育委員会の許可が必要。 関連項目 [使用料・手数料] [名寄市民文化センター] <table border="1"> <tr> <td>基本料金</td> <td>午前</td> <td>午後</td> <td>夜間</td> </tr> <tr> <td>大会議室 A</td> <td>735 円</td> <td>945 円</td> <td>1,155 円</td> </tr> <tr> <td>大会議室 B</td> <td>735 円</td> <td>945 円</td> <td>1,155 円</td> </tr> <tr> <td>小会議室</td> <td>315 円</td> <td>420 円</td> <td>525 円</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>420 円</td> <td>630 円</td> <td>735 円</td> </tr> <tr> <td>市民工芸室 (団体)</td> <td>1,155 円</td> <td>1,680 円</td> <td>1,890 円</td> </tr> <tr> <td>市民工芸室 (個人)</td> <td>105 円</td> <td>105 円</td> <td>210 円</td> </tr> <tr> <td>多目的ホール</td> <td>3,990 円</td> <td>5,670 円</td> <td>6,405 円</td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td>1,155 円</td> <td>1,575 円</td> <td>1,785 円</td> </tr> <tr> <td>生活研修室 A</td> <td>735 円</td> <td>945 円</td> <td>1,155 円</td> </tr> <tr> <td>生活研修室 B</td> <td>735 円</td> <td>945 円</td> <td>1,155 円</td> </tr> </table>	基本料金	午前	午後	夜間	大会議室 A	735 円	945 円	1,155 円	大会議室 B	735 円	945 円	1,155 円	小会議室	315 円	420 円	525 円	会議室	420 円	630 円	735 円	市民工芸室 (団体)	1,155 円	1,680 円	1,890 円	市民工芸室 (個人)	105 円	105 円	210 円	多目的ホール	3,990 円	5,670 円	6,405 円	調理実習室	1,155 円	1,575 円	1,785 円	生活研修室 A	735 円	945 円	1,155 円	生活研修室 B	735 円	945 円	1,155 円	許可方法等の調整を行い、新市においても当面現行の通り存続する
基本料金 (1 時間あたり)	夏期	冬期																																																																				
大ホール	590 円	950 円																																																																				
料理講習室	80 円	120 円																																																																				
第 1 研修室	140 円	230 円																																																																				
和室	110 円	170 円																																																																				
レクリエーション室	250 円	390 円																																																																				
サークル室	100 円	160 円																																																																				
第 2 研修室	140 円	230 円																																																																				
基本料金	午前	午後	夜間																																																																			
大会議室 A	735 円	945 円	1,155 円																																																																			
大会議室 B	735 円	945 円	1,155 円																																																																			
小会議室	315 円	420 円	525 円																																																																			
会議室	420 円	630 円	735 円																																																																			
市民工芸室 (団体)	1,155 円	1,680 円	1,890 円																																																																			
市民工芸室 (個人)	105 円	105 円	210 円																																																																			
多目的ホール	3,990 円	5,670 円	6,405 円																																																																			
調理実習室	1,155 円	1,575 円	1,785 円																																																																			
生活研修室 A	735 円	945 円	1,155 円																																																																			
生活研修室 B	735 円	945 円	1,155 円																																																																			

<p>[風連町児童会館]</p> <p>基本料金(1時間あたり) 夏期 冬期</p> <p>児童室 60円 90円</p> <p>[風連町青少年研修センター]</p> <p>基本料金(1時間あたり) 夏期 冬期</p> <p>遊戯室 220円 350円</p> <p>研修室 80円 130円</p> <p>[風連町歴史民俗資料館]</p> <p>基本料金(1時間あたり) 夏期 冬期</p> <p>特別展示室 150円 250円</p> <p>上記施設の共通使用券</p> <p>○個人使用 1人 100円(1日券)</p> <p>1人 1,200円(年間券)</p>	<table border="0"> <tr> <td>営農研修室</td> <td>630円</td> <td>840円</td> <td>1,050円</td> </tr> <tr> <td>視聴覚研修室</td> <td>1,155円</td> <td>1,575円</td> <td>1,785円</td> </tr> <tr> <td colspan="4">暖房料(10月15日～4月30日までの期間)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>午前</td> <td>午後</td> <td>夜間</td> </tr> <tr> <td>大会議室A</td> <td>420円</td> <td>420円</td> <td>420円</td> </tr> <tr> <td>大会議室B</td> <td>420円</td> <td>420円</td> <td>420円</td> </tr> <tr> <td>小会議室</td> <td>210円</td> <td>210円</td> <td>210円</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>315円</td> <td>315円</td> <td>315円</td> </tr> <tr> <td>市民工芸室(団体)</td> <td>735円</td> <td>735円</td> <td>735円</td> </tr> <tr> <td>市民工芸室(個人)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>多目的ホール</td> <td>2,415円</td> <td>2,415円</td> <td>2,415円</td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td>630円</td> <td>630円</td> <td>630円</td> </tr> <tr> <td>生活研修室A</td> <td>420円</td> <td>420円</td> <td>420円</td> </tr> <tr> <td>生活研修室B</td> <td>420円</td> <td>420円</td> <td>420円</td> </tr> <tr> <td>営農研修室</td> <td>420円</td> <td>420円</td> <td>420円</td> </tr> <tr> <td>視聴覚研修室</td> <td>630円</td> <td>630円</td> <td>630円</td> </tr> <tr> <td colspan="4">備品物件等</td> </tr> <tr> <td>移動壁</td> <td>1日1台</td> <td></td> <td>157円</td> </tr> <tr> <td>組立展示パネル</td> <td>1日1台</td> <td></td> <td>105円</td> </tr> <tr> <td colspan="4">【時間区分】</td> </tr> <tr> <td colspan="4">午前は9時から12時まで、午後は13時から17時まで、夜間は18時から22時までとする。ただし、時間帯を超えての使用は、使用料・暖房料が割増となる。</td> </tr> </table>	営農研修室	630円	840円	1,050円	視聴覚研修室	1,155円	1,575円	1,785円	暖房料(10月15日～4月30日までの期間)					午前	午後	夜間	大会議室A	420円	420円	420円	大会議室B	420円	420円	420円	小会議室	210円	210円	210円	会議室	315円	315円	315円	市民工芸室(団体)	735円	735円	735円	市民工芸室(個人)	-	-	-	多目的ホール	2,415円	2,415円	2,415円	調理実習室	630円	630円	630円	生活研修室A	420円	420円	420円	生活研修室B	420円	420円	420円	営農研修室	420円	420円	420円	視聴覚研修室	630円	630円	630円	備品物件等				移動壁	1日1台		157円	組立展示パネル	1日1台		105円	【時間区分】				午前は9時から12時まで、午後は13時から17時まで、夜間は18時から22時までとする。ただし、時間帯を超えての使用は、使用料・暖房料が割増となる。			
営農研修室	630円	840円	1,050円																																																																																		
視聴覚研修室	1,155円	1,575円	1,785円																																																																																		
暖房料(10月15日～4月30日までの期間)																																																																																					
	午前	午後	夜間																																																																																		
大会議室A	420円	420円	420円																																																																																		
大会議室B	420円	420円	420円																																																																																		
小会議室	210円	210円	210円																																																																																		
会議室	315円	315円	315円																																																																																		
市民工芸室(団体)	735円	735円	735円																																																																																		
市民工芸室(個人)	-	-	-																																																																																		
多目的ホール	2,415円	2,415円	2,415円																																																																																		
調理実習室	630円	630円	630円																																																																																		
生活研修室A	420円	420円	420円																																																																																		
生活研修室B	420円	420円	420円																																																																																		
営農研修室	420円	420円	420円																																																																																		
視聴覚研修室	630円	630円	630円																																																																																		
備品物件等																																																																																					
移動壁	1日1台		157円																																																																																		
組立展示パネル	1日1台		105円																																																																																		
【時間区分】																																																																																					
午前は9時から12時まで、午後は13時から17時まで、夜間は18時から22時までとする。ただし、時間帯を超えての使用は、使用料・暖房料が割増となる。																																																																																					

風連町・名寄市合併協議会の調整内容

資料

協議事項	協定項目 C - 1 0 (使用料・手数料の取り扱い)	関係項目	使用料 (教育施設・スポーツ施設)
分科会・専門部会の調整方針	合併後も当面現行の通り存続する		

		現 況			具体的な調整方法
		風 連 町	名 寄 市		
3	別添資料		使用料・手数料 【名寄市スポーツセンター】 < 個人使用の場合 > (1 回 券) 午前・午後・夜間共通 市内の者 市外の者 児童・生徒 52 円 52 円 高校生 73 円 73 円 一 般 105 円 105 円 (回数 券) 午前・午後・夜間共通 市内の者 市外の者 児童・生徒 262 円 262 円 高校生 367 円 367 円 一 般 525 円 525 円 (定期 券) 午前・午後・夜間共通 市内の者 市外の者 児童・生徒 1,050 円 1,050 円 高校生 1,470 円 1,470 円 一 般 2,100 円 2,100 円 【名寄市営球場】 練習の場合 小中高生徒 2 時間まで 157 円		新市においても現行の通り存続する

		半日（午前）	315 円	
		（午後）	525 円	
		1 日	735 円	
	一 般	2 時間まで	525 円	
		半日（午前）	840 円	
		（午後）	1,050 円	
		1 日	1,575 円	
		【名寄市庭球場】		
		個人使用の場合		
		児童・生徒	午前・午後	52 円
			夜間	105 円
	一 般	午前・午後	105 円	
		夜間	210 円	
		【名寄市北体育館】		
		有料		
		その他名寄市教育委員会が認めたもの。		
		体育室	午前・午後・夜間	1,050 円
		研修室	同上	210 円
		【西水泳プール】		無料
		【南水泳プール】		無料
		【智恵文水泳プール】		無料
		【名寄市 B & G 海洋センター】		無料
		【名寄市ピヤシリシャンツェ】		無料

社会教育施設使用料一覧表

(平成15年10月1日現在)

B & G海洋センター

施設名	使用料			
	団体貸切使用		個人使用	
	夏期	冬期	1日券	年間券
	1時間	1時間		
第1体育館	1,090円	1,740円	1人 100円	1人 1,200円
第2体育館	680円	1,090円		
プール	5,000円	閉鎖		

学校開放関係

施設名	使用料			
	1時間当たり		個人使用	
	夏期	冬期	1日券	年間券
中央小学校屋内体育館	1,010円	1,620円	1人 100円	1人 1,200円
下多寄小学校屋内体育館	700円	1,120円		
東風連小学校屋内体育館	690円	1,100円		
日進小中学校屋内体育館	1,060円	1,700円		
中央小学校グラウンド夜間照明	600円			

町営スキー場

施設名	使用料		
	1日券		年間券
スキーリフト	大人	1人400円	1人 1,200円
	子供	1人200円	

農村環境改善センター

施設名	使用料			
	団体貸切使用		個人使用	
	夏期	冬期	1日券	年間券
	1時間	1時間		
多目的ホール	570円	920円	1人 100円	1人 1,200円
研修室(洋室)	120円	190円		
研修室(和室)	80円	130円		

福祉センター

室名	使用料				
	1時間当たり		個人使用		
	夏期	冬期	1日券	年間券	
1階	大ホール	590円	950円	1人 100円	1人 1,200円
	料理講習室	80円	120円		
	第1研修室	140円	220円		
2階	和室	110円	170円		
	レクリエーション室	250円	390円		
	サークル室	100円	160円		
	第2研修室	140円	230円		

青少年研修センター

室名	使用料			
	夏期	冬期	1日券	年間券
	1時間	1時間		
遊戯室	220円	350円	1人	1人
研修室	80円	130円	100円	1,200円

サンシャインホール

施設名	夏期	冬期	個人使用	
	1時間	1時間	1日券	年間券
アリーナ	660円	1,060円	1人 100円	1人 1,200円

児童館

室名	使用料			
	夏期	冬期	1日券	年間券
児童館	60円	90円	1人 100円	1人 1,200円

東地区運動広場

施設名	使用料		
	1時間(1面)	1日券	年間券
テニスコート	500円	1人 100円	1人 1,200円
夜間照明	300円		

町営球場

施設名	使用料					
	午前 (12:00まで)	午後 (12:00から)	全日	2時間 以内	1日券	年間券
球場	2,000円	2,000円	4,000円	500円	1人 100円	1人 1,200円

歴史民俗資料館

室名	使用料			
	夏期	冬期	個人使用	
	1時間	1時間	1日券	年間券
特別展示室	150円	250円	1人 100円	1人 1,200円

風連町・名寄市合併協議会の調整内容

資料

協議事項	協定項目 C - 3 (事務機構及び組織の取り扱い)	関係項目	図書館協議会 (図書館の位置づけ)
分科会・専門部会の調整方針	合併後に風連町公民館図書室を図書館法図書館として位置づけ存続する。図書館協議会については、人数と選定方法を調整し合併後も存続する		

現 況		具体的な調整方法	
風 連 町	名 寄 市		
1	<p>【図書館協議会】</p> <p>町独自の協議会はなく、上川管内図書館協議会と北海道図書館協議会に加盟</p> <p>【図書館の位置づけ】</p> <p>社会教育法による「公民館図書室」</p>	<p>【図書館協議会】</p> <p>協議会委員 7 名の任命 協議会長・副会長の選任 協議会の開催 (年 3 回)</p> <p>【図書館の位置づけ】</p> <p>図書館法による図書館</p>	<p>市は図書館条例有り (図書館法図書館)</p> <p>町は条例無し (公民館図書室)</p> <p>協議会は図書館法図書館の組織</p> <p>風連町公民館図書室を図書館法図書館とするため条例の改正が合併時必要になる。</p> <p>協議会については、人数と選定方法を調整し合併後も存続する</p>

風連町・名寄市合併協議会の調整内容

資料

協議事項	協定項目 C - 3 (事務機構及び組織の取り扱い)	関係項目	学校給食の実施
分科会・専門部会の調整方針	合併後に風連町学校給食センターを名寄市学校給食センターに統合する		

現 況		具体的な調整方法	
風 連 町	名 寄 市		
1	<p>【開設年】 昭和48年9月開設</p> <p>【施設概要】 方式：センター方式ウエット方式 能力：1,400食/日</p> <p>【職員構成】 町職員1名(主査1)・パート調理員7名 学校栄養職員1名(道費職員) 合計 9名</p> <p>【年度予算】 23,670千円</p> <p>【実績】 食数：98,382食(H15年度実績)</p> <p>【配送方法】 委託業車1台で委託運転員1名と調理員2名で町内小中学校6校に配送する</p> <p>【給食費】 (平成9年改正) 小学生：235円 中学生・教員：275円</p> <p>【運営組織】 風連町学校給食センター運営委員会 6人 風連町学校給食会 24人</p>	<p>【開設年】 昭和40年12月開設、平成3年12月改築</p> <p>【施設概要】 方式：センター方式ドライ方式 能力：4,000食/日</p> <p>【職員構成】 市職員6名 所長1・主幹1・係長1・調理主任2・調理師1・パート調理員19名・嘱託職員5名・運転員3名 ボイラー2名(半日交代)・学校栄養士職員2名(道費職員で1名は期限付職員) 合計 32名</p> <p>【年度予算】 62,545千円</p> <p>【実績】 食数：458,426食(H15年度実績)</p> <p>【配送方法】 市所有車で上記運転員1名と調理員2名で車2台で市内小学校7校と中学校3校の10校に配送する</p> <p>【給食費】 (平成9年改正) 保育所：155円 小学生：低231円・中234円・高239円 中学生・教員：279円</p> <p>【運営組織】 名寄市学校給食センター運営委員会 12人 名寄市学校給食会 67人</p>	<p>風連町学校給食センターの老朽化に伴い、合併後に名寄市学校給食センターに統合する。</p> <p>運営組織・職員配置・配送方法・地場製品の活用等については新市において調整する。</p>

専門部会決裁項目

（学務分科会）

部会	分類	項目	課題	調整方針
教育		1 学童保育事業	名寄：南児童クラブ保育料有料化の方針 風連：現状のまま存続	地域自治組織項目。現行通り存続とし、保育料等の差異については新市において調整する
教育		2 教育委員会会議	合併後の会議の開催方法等については新市において調整する。	教育長・教育委員の身分については、協定項目C-1（特別職等の身分の取り扱い）で協議済み 組織の位置づけは、協定項目C-3（事務機構及び組織の取り扱い）で協議
教育		3 教育委員会事務局人事等		条例規則を整備し、合併後も現行の事務を存続する
教育		4 教育委員会の公印の管理・管守	支所専用職印の作成と使用範囲の確認	新市の事務処理規則に基づき存続する
教育		5 教育委員の報酬及び任期		協定項目C-1（特別職等の身分の取り扱い）で協議済み
教育		6 請願及び陳情		両市町同一の事務であり、合併後も存続する
教育		7 教育功績者表彰		協定項目C-5（慣行の取り扱い）で協議済み
教育		8 小・中学校の設置及び廃止	計画については 58（整備計画）	現在設置されている学校については合併後も存続する
教育		9 教職員健康診断業務		法に基づく事務で、両市町同一の内容なので、合併後も存続する
教育		10 学校職員人事		生徒数・管理面積等を考慮し、新市において新たな基準を策定し合併後に再編する
教育		11 教職員人事事務		同一の事務なので、合併後も従前どおり存続する
教育		12 臨時教諭等措置事業（非常勤講師）		放課後・休日の学習補助活動に必要な事業であり、合併時に風連方式を考慮のうえ統合する
教育		13 学校職員の自家用車公用使用		内容が同一であり、合併後も存続する
教育		14 教育関係団体補助金・負担金		協定項目C-12（負担金・補助金等の取り扱い）で協議
教育		15 後援名義の使用許可		同一の内容であり、合併後も存続する

専門部会決裁項目

(学務分科会)

部会	分類	項目	課題	調整方針
教育		16 AET派遣事業	待遇については、すり合わせが必要	事業については合併後も存続する
教育		19 学級編制事務		法に基づく同一の事務であり合併後も存続する
教育		20 学校の環境衛生		学校薬剤師会を活用している名寄市方式に準じ、合併時に統合する
教育		21 学校評議員		事業内容の継続性を考慮し、委員任期の延長を含め合併時に統合する
教育		22 学校訪問に関する事		法令に基づき教育局の指導により行われるものなので、現状のまま存続する
教育		23 児童生徒の転入学に関する事		各自自治体の裁量の及ぶところではないので、現状のまま存続する
教育		24 就学指導	設置規則の調整	現行どおり存続する
教育		25 小・中学校予算に関する事	財務会計システムとも連動するが、学校配当手法を調整	合併時に統合する
教育		26 学校医・学校薬剤師等の委嘱・報酬	市は報償費、町は報酬、支払い額に相当開きがある	事業は法律により現行通り存続、報酬等は算出根拠を明確にし規則等を整備し合併時に統合する
教育		27 学校保健会事業補助		28 災害共済(日本スポーツ振興センター)に関する事に同じ
教育		28 災害共済(日本スポーツ振興センター等)に関する事	掛金：市～350円保護者負担、町～全額町費負担、給付金：受入方法差あり	保護者負担のあり方を整理し、合併時に統合
教育		29 児童生徒健康診断業務		検査項目は同一なので、検診の手法を検討し合併時に統合する
教育		30 児童生徒結核検査事務	専門医の確保の問題もあって、保健所管内で協議機関を設けるよう指導有り	広域での対応を検討し、合併時に再編する
教育		31 就学時健康診断業務	知能検査：市：未実施(賛否両論あり) 町：実施(実施が望ましい)	検査項目の調整を図り、合併時に統合する
教育		32 教育相談員設置	相談員の配置方法・活動内容を検討	合併時に再編する

専門部会決裁項目

(学務分科会)

部会	分類	項目	課題	調整方針
教育	33	心の教室相談員事業		問題行動等の未然防止を図る上でも必要な事業であり、各中学校に相談員1名の現行制度を存続する
教育	34	小・中学校体験学習		各学校の教育課程に基づくもので、存続する
教育	35	特色ある学校づくり		各校の教育課程に基づくものであり、存続する
教育	36	交流学习推進事業		各校の教育課程に基づき存続する
教育	37	遠距離通学費補助(小学校)		学校統廃合の歴史が絡んでおり、両市町固有の事務事業として存続する
教育	38	遠距離通学費補助(中学校)		学校統廃合の歴史が絡んでおり、両市町固有の事務事業として存続する
教育	39	児童生徒就学事務		法令に定められた事務であり、現状のまま存続する
教育	40	要保護・準要保護児童生徒の就学援助	対象とする経費と、認定基準の調整	合併時に統合する
教育	41	教科書採択事務		同一の教科書採択委員会に属しており、合併後も現状で存続する
教育	42	教科用図書無償給与事務		同一の教科書を使用しており、合併後も現状で存続する
教育	43	学校図書の充実		交付税措置額に見合った予算を確保することで、合併時に統合する
教育	45	物品の出納・保管及び処分	新市の備品と学校備品の定義の検討	規則を整備し、合併時に再編する
教育	46	教材・教具の選択、承認	町：教材費一部補助 小1@2,000 中1@3,000 市：奨励的補助金なし	学校管理規則のすりあわせを行い、合併時に統合する。風連町の新入生に対する補助金については、過去の政策的経過を考慮し、特例期間中は経過措置を講じ存続を検討
教育	47	社会科副読本	風連町：H14 500冊 約10年分 名寄市：H15 1,600冊 約5年分	改訂年度・掲載内容等の検討を要するため、合併後に再編する

専門部会決裁項目

（学 務 分科会）

部会	分類	項 目	課 題	調 整 方 針
教育		48 学校単独補助事業		補助金交付方法や目的・成果・必要性・公平性等再度見直しを行い、合併時に再編する
教育		49 特殊教育振興会		事業内容は存続し、手法についてはすり合わせを行い、合併時に統合する
教育		50 教育研究所・学校教育推進団体		合併時に風連町教育研究会と名寄市教育研究所を統合する
教育		52 奨学金支給事業	制度内容に差異あり	地域自治組織項目。新市において調整する
教育		53 教育奨学基金に関すること	制度内容に差異あり	地域自治組織項目。新市において調整する
教育		54 高校振興会補助	町のみ	協定項目C - 1 2（負担金・補助金等の取り扱い）で協議
教育		55 高校生通学補助	町のみ	協定項目C - 1 2（負担金・補助金等の取り扱い）で協議
教育		56 スクールバス（通学バス）の運行業務		風連町の通学バス運行業務と、名寄市におけるスクールバス運行業務を合併時に再編する
教育		59 学校教育施設管理・保守	校舎警備委託について、巡視業務の必要性等検討し、手法のすり合わせが必要	設置者として、維持管理業務は必要不可欠であり合併後も存続する
教育		60 学校施設の使用許可に関すること		規則を整理し合併時に統合する
教育		61 学校林の管理		条例の定めもなく、実際の管理はPTAで行っており、合併を期に処分をし廃止する
教育		62 学校教育備品に関すること		学校管理規則等を整備し、合併後も存続する
教育		63 教具その他設備の整備		手法についてすり合わせを行い、合併時に統合する
教育		64 教員住宅	市：将来民間A P等の活用、新築計画なし、へき地校の教員住宅は存続必要 町：教員住宅を積極的に活用	合併後において名寄地区は民間A P等の活用と、既存住宅の維持・改修・一部建替を視野に入れ検討する。風連地区は現行通り存続とする

専門部会決裁項目

（社会教育 分科会）

部会	分類	項目	課題	調整方針
教育		1 男女共同参画事業	担当部署が違うため調整必要	新市において統合する
教育		2 花壇コンクールの開催に関する事		新市となり、公民館の方向性が見えたときに協議し存続すべき
教育		3 社会教育委員		協定項目C - 1（特別職等の身分の取り扱い）で協議済
教育		4 社会教育関係補助金		協定項目C - 1 2（負担金・補助金等の取り扱い）で協議
教育		5 社会教育計画		新市にて作成する
教育		6 各種講座の開催		合併後も現行通り存続する
教育		7 広報紙発行業務		合併後も現行通り存続する
教育		8 生涯学習関係事業		合併後も現行通り存続する
教育		9 青少年育成会議	名寄市のみ該当	合併後も現行通り存続する
教育		10 青少年健全育成（リーダー研修等）		新市において統合する
教育		11 成人式	差異あり（開催日等）	協定項目C - 5 慣行の取り扱い 小委員会で決定済み（新市において調整する）当面現行通り存続する
教育		12 婦人会活動	多少差異あり	合併後も現行通り存続する
教育		13 文化祭	多少差異あり	合併後も現行通り存続する
教育		15 社会教育主事会事業		合併後に統合する
教育		16 文化講演会事業	名寄市のみ該当	合併後も現行通り存続する

専門部会決裁項目

（社会教育 分科会）

部会	分類	項目	課題	調整方針
教育		17 情報化の推進（IT講習）	風連町のみ該当	合併後に廃止する
教育		18 生涯学習推進アドバイザー	市：嘱託職員（報酬あり） 町：ボランティア（無報酬）16年9月から配置	報酬のあり方について検討し、合併後も存続する
教育		19 文化・スポーツ表彰	差異あり	協定項目C - 5 慣行の取り扱い 小委員会で決定済み（新市において調整する）
教育		20 各種団体負担金（体育含む）	同一団体への補助金等に関して、新市での統合が必要	協定項目C - 12（負担金・補助金等の取り扱い）で協議
教育		21 子ども会育成連絡協議会		合併後も現行通り存続する
教育		22 生涯学習関係団体等	上川北部広域施設活用ネットワーク事業実行委員会・地域と学校が連携協力した奉仕活動・体験活動推進事業	事業終了予定のため、合併時に廃止する
教育		23 文化連盟・協会補助		協定項目C - 12（負担金・補助金等の取り扱い）で協議
教育		24 青年団活動	多少差異あり	合併後も現行通り存続する
教育		25 子ども会連絡協議会		合併後も現行通り存続する
教育		26 教育文化センター		合併後も現行通り存続する
教育		27 公民館運営維持管理業務		新市の公民館条例を設置し存続する
教育		28 公民館運営審議会	風連町：社会教育委員と併任	協定項目C - 1（特別職等の身分の取り扱い）で協議済
教育		29 公民館主催事業開催業務		合併後も現行通り存続する
教育		31 指定文化財		合併時に統合する

専門部会決裁項目

（社会教育 分科会）

部会	分類	項目	課題	調整方針
教育		32 文化財調査・保護業務		合併後に統合する
教育		33 文化財保護審議会	多少差異あり	合併時に統合する
教育		34 保存会	風連町のみ該当	合併後も現行通り存続する
教育		35 博物館（資料館）運営業務		合併後に統合する
教育		36 PTA連合会	多少差異あり	合併後も現行通り存続する
教育		37 高齢者大学		合併後も現行通り存続する
教育		38 新年交礼会	風連町のみ該当	当面現行通り存続する
教育		39 陶芸センターに関すること		合併後も現行通り存続する
教育		40 地域教育力体験活動推進協議会	風連町のみ該当	合併後も現行通り存続する
教育		41 体験活動ボランティア活動支援センター	風連町のみ該当	特例区設置期間の中で存続する
教育		42 都会っ子との体験交流事業	風連町のみ該当	合併後も現行通り存続する
教育		43 市・町民盆踊りに関すること	名寄市のみ該当	合併後も現行通り存続する

専門部会決裁項目

（体育振興 分科会）

部会	分類	項目	課題	調整方針
教育		1 体育協会関係業務		協定項目C - 9（公共的団体の取り扱い）、C - 12（補助金・交付金等の取り扱い）で協議
教育		2 体育指導委員関係業務	多少差異あり	合併時に統合する
教育		4 各種スポーツ大会		合併後も現行通り存続する
教育		5 スポーツ教室、講習会	両市町とも委託事業	合併後も現行通り存続する
教育		6 スポーツ少年団関係業務	名寄市は委託、風連町は任意団体（団体間の協議必要）	合併後も現行通り存続する
教育		7 スポーツ安全保険加入		合併後も現行通り存続する
教育		8 スポーツ関係補助金		協定項目C - 12（負担金・補助金等の取り扱い）で協議
教育		9 パークゴルフ場管理	風連町のみ該当	合併後も現行通り存続する

専門部会決裁項目

（図書館 分科会）

部会	分類	項目	課題	調整方針
教育		1 図書館の支出に関すること	合併における財務会計協議で進められる事項、当面現状のまま存続する	合併後も現行通り存続する
教育		3 図書館運営管理業務		合併後も現行通り存続する
教育		4 移動図書館運営管理業務	双方共移動図書館車が老朽化しているため統合は合併後の検討とし当面現状で存続する	合併後も現行通り存続する
教育		5 図書の貸出・返却業務	地区事情により決められているのでこのまま存続する	合併後も現行通り存続する
教育		6 予約・リクエスト業務	図書館基本的事項なのでこのまま存続 風連町が図書館法図書館になると名寄と同等のサービスが可能となるさらに合併することにより双方の館の図書が予約可能となり利用者の利便が向上する	合併後に向け両館での連携協議を行っていく
教育		7 レファレンス業務		合併後も現行通り存続する
教育		8 資料の選書・発注・購入業務	図書館図書選定は、郷土資料等地区事情や図書館としての独自性並びに利用者リクエストにより選定される物が多くあるため全てを一本化するのは困難である	現行予算をもって現状のまま存続する
教育		9 図書の分類・整備業務	データの統一化を図る必要がある	事務量が多いため合併後実施するものとする
教育		10 図書館電算システム業務	共通のシステム起用が必要となる、風連町側のデータ構築が必要	全体の調整を待ち課題に対応するため両館で協議を進めるが実際の実務は合併後とする
教育		11 利用統計業務	図書館統計として統一が必要	合併後に両館で協議する
教育		12 コピーサービス業務	名寄市 市内民間価格や原価算定で各館で定めている 風連町 町統一価格	名寄市と風連町全体での価格統一が必要、合併時に統合する
教育		13 図書館主催事業開催業務		地域的な事業であるので現状のまま存続とする 新規事業や全市的事业は合併後協議し行っていく
教育		14 子どもの読書活動推進事業		当面存続し合併後子ども読書推進計画等の協議等を行っていく

専門部会決裁項目

（図書館 分科会）

部会	分類	項 目	課 題	調 整 方 針
教育		15 図書等整理事業		既存蔵書管理であるので現状のまま存続とする必要により合併後協議して対応する

専門部会決裁項目

（学校給食 分科会）

部会	分類	項目	課題	調整方針
教育		2 給食費負担金	学年区分による単価	給食センターの施設統合が確認されれば、統合までは現行通りとする。センター統合時には負担金も統合する
教育		3 学校給食センター運営委員会	委員の定数	合併後に再編する
教育		4 学校給食に関する指導・推進		合併後も現行通り存続する
教育		5 学校給食調理員研修会		合併後も現行通り存続する
教育		6 アレルギー給食		合併後も現行通り存続する
教育		7 会食型高齢者給食	名寄市のみ該当	合併後も現行通り存続する
教育		8 配食サービス事業給食	名寄市のみ該当	合併後も現行通り存続する
教育		9 生きがいデイサービス事業給食	名寄市のみ該当	合併後も現行通り存続する
教育		10 へき地保育所	名寄市のみ該当	合併後も現行通り存続する
教育		11 試食		合併後も現行通り存続する

風連町・名寄市合併協議会の調整内容

協議事項	C-14 各種事務事業の取扱い	関係項目	農業後継者奨学金貸付事業
分科会・専門部会の調整方針	合併後も名寄市の例を基本に制度内容を調整し存続する		

現 況		具体的な調整方法									
風 連 町	名 寄 市										
18	<p>【制度の概要】 高等学校在学者で親又はこれに代わるべきものが本町に住所を有し、現に農業を営む者の子弟であって、卒業後、本町において農業を営もうとする者。</p> <p>【貸付限度額】 月額 15,000 円</p> <p>【期間】 3年以内（定時制の場合は4年以内）</p> <p>【償還の免除】 借受者が高等学校を卒業又は、償還の猶予期間後において、引き続き3年間、自家の農業に従事したとき、若しくは農業経営の補助者として従事したとき 本人が死亡したとき 災害、その他特別の事由により、町長が免除の必要を認めるとき</p> <p>【償還の猶予】 卒業後ただちに、風連町内において農業経営に従事、若しくは、その補助者として従事するとき 就農を目的として大学等に進学するとき 就農を目的に農業以外の職に就くとき 就農を目的とした研修・実習等に就くとき その他、町長が特別の事由があると認めるとき</p>	<p>【制度の概要】 次代の農業を担う農業後継者を育成・確保するため、将来農業経営者になることを志し、高等学校・大学等に進学する者に対し修学に必要な資金を貸付し、高度な知識・技術及び経営管理能力を備えた農業後継者を育成する。</p> <p>【資格】 奨学金の貸付を受ける者は、親又はこれに代わる者が本市に住所を有し、現に農業を営む者の子弟であってかつ以下の要件を備える者 高等学校、高等専門学校、専修学校（専門課程）大学、大学院及び北海道立農業大学校に在学している者であること。 卒業後、本市において農業を営む者 心身共に健康で将来農業経営者又は補助者としてふさわしい資質を有する者</p> <p>【貸付金の額】</p> <table border="0"> <tr> <td>高等学校</td> <td>月額 10,000 円</td> </tr> <tr> <td>高等専門学校</td> <td>月額 15,000 円</td> </tr> <tr> <td>専修学校（専門課程）</td> <td>月額 30,000 円</td> </tr> <tr> <td>大学及び大学院</td> <td>月額 40,000 円</td> </tr> </table>	高等学校	月額 10,000 円	高等専門学校	月額 15,000 円	専修学校（専門課程）	月額 30,000 円	大学及び大学院	月額 40,000 円	<p>制度内容に大きな差異があるため調整が必要</p>
高等学校	月額 10,000 円										
高等専門学校	月額 15,000 円										
専修学校（専門課程）	月額 30,000 円										
大学及び大学院	月額 40,000 円										

		<p>北海道立農業大学校 月額 15,000 円</p> <p>【貸付条件】 貸付金は無利子とし、貸付の完了又は廃止された月の翌月から起算して8年以内に半年賦で償還する。</p> <p>【補助金の交付】 貸付金を受けた者が上記【資格】に規定する期間を卒業後、3年以内に本市で農業に従事した時は、次により補助金を交付する。(360千円) ただし、補助金の限度額を720,000円とする。 農業従事期間5年以上のとき 貸付金額の2分の1 農業従事期間が10年以上の時 貸付金額の2分の2</p> <p>【15年度決算額】 4,080千円</p> <p>【16年度予算額】 4,200千円</p>	
--	--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

風連町・名寄市合併協議会の調整内容

協議事項	C-14 各種事務事業の取扱い	関係項目	新規就農者支援事業（条例）
分科会・専門部会の調整方針	合併後も名寄市の例を基本に制度内容を調整し存続する		

		現 況		具体的な調整方法
		風 連 町	名 寄 市	
19	該当なし		<p>【目的】 この条例は、名寄市において新たに農業を営もうとする者に対し必要な援助を行うことにより、新規就農者等の早期定着及び経営の安定を図ることを目的とする。</p> <p>【定義】</p> <p>(1)新規就農者等 新規就農予定者、新規就農者及び独立就農者</p> <p>(2)新規就農予定者 新規就農者となるまでの間、農業実習等により、農業技術を修得する者</p> <p>(3)新規就農者 農用地、家畜、農業用機械及び施設（以下「農用地等」という。）を有しない者で、新たに農用地等を取得し、又は賃貸借を受けて、農業経営を行う個人及び共同経営体</p> <p>(4)独立就農者 同一生計親族で、農業に従事している者が、分離独立して農用地等を取得し、又は賃貸借を受けて農業経営を行う者</p> <p>(5)経営開始時 農用地等を取得し、又は賃貸借を受けて、農業経営を</p>	合併後も存続が必要

		<p>開始した時点</p> <p>(6)補助事業者 補助金等の交付を受ける者又は受けた者</p> <p>【補助金の種類】</p> <p>(1) 営農実習助成金 1名あたり年額 10万円以内</p> <p>(2) 営農指導助成金 1名あたり月額 5万円以内</p> <p>(3) 経営準備支援助成金 1名あたり月額 10万円以内</p> <p>(4) 経営自立安定補助金</p> <p>(5) 農用地等取得借入償還利子補給金</p>	
--	--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

風連町・名寄市合併協議会の調整内容

協議事項	協定項目 C - 1 0 (使用料・手数料等の取り扱い)	関係項目	嘱託登記業務、手数料
分科会・専門部会の調整方針	新市において調整する		

現 況		具体的な調整方法	
風 連 町	名 寄 市		
10	<p>【名称】 嘱託登記業務</p> <p>【事業の目的】 農業経営基盤強化促進法第 21 条の規定に基づき同法による不動産登記に関する政令で、不動産登記法の特例を定めている。</p> <p>【概要】 農業経営基盤強化促進法第 20 条の規定により所有権が移転した場合、所有権移転の登記を嘱託しなければならない。 登記を嘱託する場合において必要があるときは、土地の表示の登記、土地の表示の変更登記、登記名義人の表示の変更登記を嘱託することができる。</p> <p>【嘱託登記に関する手数料】 所有権移転登記（相続登記を除く）</p> <p style="text-align: right;">1 件につき 3,090 円 1 筆につき 300 円</p> <p>登記名義人表示変更登記</p> <p style="text-align: right;">1 件につき 1,540 円 1 筆につき 300 円</p> <p>土地の表示・変更登記</p>	<p>【名称】 嘱託登記業務</p> <p>【事業の目的】 農業経営基盤強化促進法第 21 条の規定に基づき同法による不動産登記に関する政令で、不動産登記法の特例を定めている。</p> <p>【概要】 農業経営基盤強化促進法第 20 条の規定により所有権が移転した場合、所有権移転の登記を嘱託しなければならない。 登記を嘱託する場合において必要があるときは、土地の表示の登記、土地の表示の変更登記、登記名義人の表示の変更登記を嘱託することができる。</p> <p>【名称】 手数料</p> <p>【事業の目的】 名寄市手数料徴収条例に基づき、種類及び金額を定めている。</p> <p>【概要】 農業経営基盤強化促進事業に係る嘱託登記に関する手数料</p>	<p>手数料に差異があるため調整が必要</p>

	<p>1 件につき 1,540 円 1 筆につき 300 円</p> <p>【現地目証明に関する手数料】 1 件につき (5 筆まで) 2,000 円 (6 筆以上 1 筆増すごとに 300 円加算する)</p> <p>【その他の手数料】 1 件につき 300 円</p>	<p>ア 土地の表示の変更の登記 1 件につき 1,575 円 1 筆につき 315 円</p> <p>イ 登記名義人の表示の変更 更正の登記 1 件につき 1,575 円</p> <p>ウ 所有権移転の登記 1 件につき 3,150 円 (相続によるものを除く) 1 筆につき 315 円</p> <p>【現地目証明に関する手数料】 1 件につき 300 円 (1 筆増すごとに 300 円加算する)</p> <p>【その他の手数料】 1 件につき 300 円</p>	
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

専門部会決裁項目

（農政分科会）

部会	分類	項目	課題	調整方針
産業経済		1 農業農村振興計画	名寄市：市及び2農協でそれぞれ策定 風連町：農協のみ策定	平成17年2月に合併される農協の対応も含め、行政・農協の一本化に向けた調整が必要
産業経済		2 農業農村振興審議会	名寄市：農業・農村振興審議会。条例・規則により事業を実施 風連町：農業振興対策協議会。各専門部会で事業を実施	条例を一本化して合併時に再編する 専門部会に畑作、畜産を加えることを検討し、各専門部会を中心に事業の振興を図る
産業経済		3 営農技術対策協議会	名寄市：独立した組織 風連町：農業振興対策協議会の部会のひとつ	農業農村振興審議会の部会として位置付ける形で合併後も存続する
産業経済		4 農業振興地域整備計画	名寄市：林業とあわせて計画の見直し 法律に基づく一本化が必要	合併後に再編する
産業経済		5 水田農業構造改革対策推進業務	米需給調整総合対策事業として扱う	合併後も存続する
産業経済		6 経営構造対策事業（国費）	国費事業として存続させる	合併後も存続する
産業経済		7 中山間地域等直接支払事業	名寄市：緩傾斜地対象者に対し個人1/2、集落取組み活動経費1/2の助成 風連町：急傾斜の水田対象者の取組み集落全体に助成 取組み内容に差異あり	風連：17年度以降の新たな認定に際し両地域の急、緩傾斜を対象 名寄：個人への直接支払制度導入助成比率の軽減に対する理解を求める これまでの農業予算を充当し事業実施のパイの拡大を図り、広範囲に事業還元を図ることとし合併後も存続する
産業経済		9 農業経営基盤強化促進対策事業		合併後も現行通り存続する
産業経済		10 農業経営基盤強化資金利子補給事業		合併後も現行通り存続する
産業経済		11 次世代農業者支援融資事業利子補給事業		合併後も現行通り存続する
産業経済		12 各種農業関係資金利子補給費補助（農業単費）	名寄市のみ該当	合併後も現行通り存続する
産業経済		13 農業団体補助		協定項目C-12（負担金・補助金等の取り扱い）で協議

専門部会決裁項目

（農政分科会）

部会	分類	項目	課題	調整方針
産業経済		14 農産物加工処理施設	施設の老朽化、利用状況に違いがある	施設は現行のまま存続する。条例の一本化を図り現状の使用料の見直しを含め検討する
産業経済		16 有害鳥獣被害防止対策事業	両地域の猟友会の協議が必要、駆除後のへい獣処理（料金）が問題、処理施設の設置も視野に入れた対応協議	関係団体との調整及び所管部署・事務手順等の調整を行い合併時に再編する
産業経済		17 農業生産総合対策事業（国費）	国費事業として存続させる	制度内容を整理し、合併時に再編する
産業経済		20 農業研修生、実習生支援事業		合併後も存続する
産業経済		21 農業拠点施設（農業振興センター・水稲試験地）		合併後も存続する（農業振興センターと水稲試験地は統合する）
産業経済		23 農業関係負担金・会費等		協定項目C-12（負担金・補助金等の取り扱い）で協議
産業経済		26 農地保全合理化事業		合併後も存続する
産業経済		27 農業振興資金の貸付（単独）	名寄市のみ該当	制度内容を調整し合併後も存続する
産業経済		28 農村女性組織の育成	助成システムに差違がある 風連町：事業助成のみ 名寄市：現在助成している6団体については平成19年度で終了予定	合併時に再編する
産業経済		29 農村青年組織の育成	助成システムに差違がある	合併時に再編する
産業経済		30 水稲・畑作・野菜の生産振興、技術の普及	農業改良普及センター・農協と連携し対応	合併後も存続する
産業経済		31 農業経営改善指導センター	名寄市：規則 風連町：関係機関・団体で構成	合併時に再編する
産業経済		32 名寄市農業担い手育成センター	風連町に制度がないことから、必要性含めた協議が必要	合併時に再編する
産業経済		33 なよろ産業まつり	名寄市のみ該当	地域の特性をもった開催であり今後の対応検討し合併後に再編する

専門部会決裁項目

（農政分科会）

部会	分類	項目	課題	調整方針
産業経済		34 名寄地区営農推進協議会	普及センターエリアで再検討	合併後も存続する
産業経済		35 防衛施設周辺整備事業	名寄市のみ該当	合併後も現行通り存続する
産業経済		36 町・市民農園に関すること	取組み内容が違いため調整が必要	合併後も存続する
産業経済		37 生産数量及び産地づくり対策事業	3年間は現行通り、平成19年からの検討が必要	合併後に統合する
産業経済		38 新3資金及びM資金に関すること	新3資金：農業経営資源活用総合融資制度 M資金：農家負担軽減支援特別対策	合併後も現行通り存続する
産業経済		39 作況及びその他調査に関すること	名寄 営農技術対策協議会 風連 専門委員	合併時に再編する
産業経済		40 クリーン農業及び農業環境に関する こと		合併後も現行通り存続する
産業経済		43 北海道農業関係補助金		合併後も現行通り存続する
産業経済		45 ふるさと食品加工展示会		合併時に再編する
産業経済		46 農畜産物消費拡大に関すること	農振協の取扱調整	PR活動は存続する
産業経済		47 農業各種計画	地域農業マスタープラン	合併後に統合する

専門部会決裁項目

（畜産分科会）

部会	分類	項目	課題	調整方針
産業経済		1 酪農・肉用牛生産近代化計画		合併後に統合する
産業経済		2 家畜防疫対策		合併後に統合する
産業経済		3 大家畜経営維持緊急特別対策利子補給金事業		合併後も現行通り存続する
産業経済		4 酪農負債整理資金利子補給事業	風連町のみ該当	合併後も現行通り存続する
産業経済		5 各種農業関係資金利子補給費補助	名寄市のみ該当	合併後も現行通り存続する
産業経済		6 畜産振興総合対策事業（国費）	名寄市のみ該当	合併後も現行通り存続する
産業経済		7 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用促進に関する取り組み		合併後も現行通り存続する
産業経済		8 家畜の法定検査業務		合併時に統合する
産業経済		9 各種畜産振興助成制度（単独）		協定項目C - 12（負担金・補助金等の取り扱い）で協議
産業経済		10 公営牧場事業	今後の公共牧場広域連携協議会の方向性及び公共牧場活性化経営診断の結果を見極める必要あり	合併後も現行通り存続する
産業経済		11 乳牛検定事業		合併後も現行通り存続する
産業経済		12 酪農（畜産）ヘルパー事業	事務局 名寄市：市 風連町：農協	農協合併を踏まえ、運営方針協議のうえ、事務局体制を農協へ移行する方向で合併時に統合する
産業経済		14 死亡獣処理業務		処理場は現行通り存続する （処理補助は 9 に統合して協議）
産業経済		15 市立と畜場	名寄市のみ該当	合併後も現行通り存続する
産業経済		16 畜産関係負担金・会費等		協定項目C - 12（負担金・補助金等の取り扱い）で協議

専門部会決裁項目

(土地改良 分科会)

部会	分類	項 目	課 題	調 整 方 針
産業 経済		1 土地改良事業の分担金の賦課徴収	土地改良法による事業	協定項目C - 1 2 (負担金・補助金等の取り扱い)で協議
産業 経済		2 農地・農業用施設災害復旧事業	名寄市のみ該当	農林水産省農村振興局が所管する、農地関係の災害に対する復旧業務であり、農地保全上存続する
産業 経済		3 農道整備事業	総務省と農林水産省が協力して国庫補助事業及び、地方単独事業を効果的に推進していく事業であり、事業計画期間(H15～H19)内での整備は存続する	合併後も存続する
産業 経済		4 国営土地改良事業		合併後も存続する
産業 経済		5 道営土地改良事業		農業基本法、土地改良法に基づく農林水産省の施策事業、農業生産の基盤整備及び開発、生産性の向上、総生産の増大、生産の選択的拡大及び、農業構造の改善を目的とした事業のため存続する
産業 経済		6 国営造成施設管理体制整備促進事業	H16で終了、H17から国営造成土地改良施設整備事業に変更(H17～H21)	合併後も存続する
産業 経済		7 土地改良事業公庫資金償還金	名寄市のみ該当	合併後も存続する
産業 経済		8 団体営基盤整備事業	名寄市のみ該当	農業基本法及び、土地改良法に基づく農林水産省の施策事業であり、飼料基盤整備を実施し、良質な自給飼料の確保と大型機械の効率的稼働による生産性向上を図るために存続する
産業 経済		9 土地改良関係負担金・会費等		協定項目C - 1 2 (負担金・補助金等の取り扱い)で協議
産業 経済		10 工事の入札及び契約	名寄：各部対応 機構調整中 風連：総務課が窓口	新市において調整する
産業 経済		11 基幹水利施設管理事業	風連町のみ該当	農業水利施設の適正な管理のために存続する
産業 経済		12 なよろ健康の森維持管理事業	名寄市のみ該当	合併後も存続する
産業 経済		13 農業農村整備事業管理計画		合併後に再編する
産業 経済		14 道農政部標準積算システム		合併後も存続する

専門部会決裁項目

（林業分科会）

部会	分類	項目	課題	調整方針
産業経済		1 市町村森林整備計画	計画期間は2市町ともに平成25年3月31日までの10ヵ年、通常の見直しは5年毎 支庁の見解は合併後は新計画樹立が望ましいが、計画期間内は現計画が有効	合併後も存続する (平成20年度に新計画を樹立する)
産業経済		2 森林施業計画認定・伐採届受理	合併前の施業計画は計画期間内は有効 市町の境界隣接地区(日彰・中烈布)は変更を視野に入れなければならない	合併後も存続する
産業経済		4 公有林事業	発注積算単価の統一化が必要、担当係の統一が必要、施業計画の統一が必要	合併後も存続する
産業経済		5 森林国営保険	加入率が市67.6%、町は100%と異なっている。保険掛け率は共に50%、加入面積についての統一した整理が必要。(全面積入の必要性等)	合併後も存続する
産業経済		6 治山事業の要望に関する事		合併後も存続する
産業経済		7 火入れ許可(条例)	市は規則、町は条例、制定後相当年数が経過、新しい規則(条例)が必要	合併時に再編する
産業経済		8 分収林に関する事		合併後も存続する
産業経済		9 保安林・自然公園に関する事		合併後も存続する
産業経済		10 緑の募金に関する事		合併後も存続する
産業経済		11 林業グループ育成、林業振興団体補助		合併後も存続する
産業経済		12 森林整備地域活動支援交付金事業	平成14年度～平成18年度までの時限立法	合併後も存続する
産業経済		13 有害鳥獣駆除に関する事	駆除対応が違うため統一化が必要	関係団体との調整及び所管部署・事務手順等の調整を行い合併時に再編する
産業経済		14 鳥獣保護区に関する事		合併後も存続する

専門部会決裁項目

（林業分科会）

部会	分類	項目	課題	調整方針
産業経済		15 林道整備事業（道営、補助営）		合併時に統合する
産業経済		16 林道の維持管理	委託先が名寄は森林組合、風連は民間会社、委託先及び委託内容の検討が必要	合併後も存続する
産業経済		17 林野火災予消防事務		合併時に統合する
産業経済		18 林業関係負担金・会費等		協定項目C - 12（負担金・補助金等の取り扱い）で協議
産業経済		19 北の森づくり緊急対策事業	平成16年度で終了、名称・負担区分変更し、存続すると推察	合併後も存続する
産業経済		20 21世紀北の森づくり推進事業	平成17年度で終了、名称・負担区分変更し、存続すると推察	合併後も存続する
産業経済		21 民有林人工造林地除間伐事業	北の森づくり緊急対策事業がH16年度で終了と林齢30年生以下の間伐については新たな負担増となるが、新市の森林整備を推進するためにも継続が必要	合併後も存続する
産業経済		22 民有林造林事業	名寄市のみ該当	合併後も存続する
産業経済		23 森林整備担い手対策		合併後も存続する
産業経済		24 野そ駆除	風連町はすでに廃止	民有林造林事業を強化していくことで対応し、合併時に廃止する
産業経済		25 名寄地区林業経営協議会		合併後も存続する
産業経済		26 木材需要拡大センターに関する事	名寄市のみ該当	合併後も存続する
産業経済		27 鳥獣保護員・自然保護監視員の推薦に関する事		合併後も存続する
産業経済		28 森林の巡視	委託内容・報告様式の見直しと統一が必要（風連方式がよいのでは）	内容を調整し合併後も存続する
産業経済		29 林地開発に関する事		合併後も存続する

専門部会決裁項目

(商工観光・労政 分科会)

部会	分類	項 目	課 題	調 整 方 針
産業 経済		1 地方バス路線維持に関すること	市内はバス事業者と連携、広域は国・道の支援を求め、市町の負担緩和を図る	合併後も存続する
産業 経済		2 企業立地・振興促進事業	制度上同じ、金額上の違いがあるので、新市において整理をする。	合併後も存続する
産業 経済		3 工業団地	両市町で法・条例にて整備してきた。(風連町は分譲終了)現工業団地を活用し、新市に引き継ぐ	合併後も存続する
産業 経済		4 工場適地	市は徳田地区を工場立地・建設用地とし、風連町も緑町を対象としている	合併後も存続する
産業 経済		5 地場産業振興補助	補助の中身・金額の差はあるが、内容は産業振興の点で同様である	制度内容を調整し合併後も存続する (名寄市の制度に合わせた方がよい)
産業 経済		6 商工会議所及び商工団体への助成	商工会議所・商工会の諸活動に対する補助金。金額調整が課題となる	協定項目C - 1 2 (負担金・補助金等の取り扱い)で協議
産業 経済		7 商工イベント助成事業	市は商店街活性化事業として補助、町は事業の該当なし	協定項目C - 1 2 (負担金・補助金等の取り扱い)で協議
産業 経済		8 商工業者永年勤続従業員表彰	合併後に再編が必要、新たな制度の創設が必要	協定項目C - 5 (慣行の取り扱い)で協議済み
産業 経済		9 商工観光関係負担金・会費等	上部負担金、差はない	協定項目C - 1 2 (負担金・補助金等の取り扱い)で協議
産業 経済		10 大店法関連事務		合併後も存続する
産業 経済		11 中小企業振興事業		合併後も存続する
産業 経済		12 中小企業資金融資事業	制度内容・金額等の差はあるが、新市において整理する	制度内容を調整し合併後も存続する
産業 経済		13 中小企業信用保険法認定事務		合併後も存続する
産業 経済		14 商店街振興組合設立許可事務		合併後も存続する
産業 経済		15 中小企業等協同組合設立認可事務		合併後も存続する

専門部会決裁項目

(商工観光・労政 分科会)

部会	分類	項 目	課 題	調 整 方 針
産業 経済		16 中小企業功労者表彰	名寄市の制度、新市での調整必要	協定項目C - 5 (慣行の取り扱い)で協議済み
産業 経済		17 構造改革特区事務		合併後も存続する
産業 経済		18 国内交流事業	両市町において歴史的な背景あり	協定項目C - 5 (慣行の取り扱い)で協議済み
産業 経済		19 上川北部地区商工担当者連絡会議	合併時前に廃止する方向でまとめていく	合併時に廃止する
産業 経済		20 公設地方卸売市場管理業務	名寄市の施設	合併後も存続する
産業 経済		22 勤労者生活資金貸付事業	住宅資金・教育資金は融資限度額、償還年数等に差がある	合併時に再編する
産業 経済		23 労働振興事業	補助メニューに差がある	調整し合併後も存続する
産業 経済		24 季節労働者支援雇用対策	制度メニューに差がある 団体の存続問題がある	調整し合併後も存続する
産業 経済		25 季節労働者生活安定貸付	名寄市の制度、内容の精査必要 新市で存廃協議が必要	合併後も存続する
産業 経済		26 人材確保・養成事業	制度メニューに差がある	合併時に再編する 協定項目C - 12 (負担金・補助金等の取り扱い)で協議
産業 経済		27 労働相談事業	利用が極少	合併後に再編する
産業 経済		28 雇用対策事業	制度メニューに差異あり	新市において調整し、合併後も存続する
産業 経済		29 市民会館管理・運営事業	名寄市の施設	合併後も存続する
産業 経済		30 体育センターピヤシリフォレスト管理事業	名寄市の施設	合併後も存続する
産業 経済		31 上川北部地域人材開発センター事業	今後、構成単位市町村が変わってくる。 (負担金の額に影響)	合併後も存続する

専門部会決裁項目

（商工観光・労政 分科会）

部会	分類	項目	課題	調整方針
産業経済		32 観光協会補助	NPO法人はソフト事業推進で欠かせない、イベントの補助も新市で調整必要	協定項目C - 12（負担金・補助金等の取り扱い）で協議
産業経済		33 各まつり実行委員会補助		協定項目C - 5（慣行の取り扱い）で協議済み
産業経済		34 観光イベント助成事業		協定項目C - 5（慣行の取り扱い）で協議済み
産業経済		35 観光施設管理事業		協定項目C - 13（公社・第三セクター等の取り扱い）で協議 智恵文沼駐車公園の管理は存続する
産業経済		36 観光ホームページ		合併後も存続する
産業経済		37 中心市街地活性化事業	市は基本計画を策定済、町は基本計画を策定段階	合併後も存続する

専門部会決裁項目

（農業委員会 分科会）

部会	分類	項 目	課 題	調 整 方 針
産業 経済		1 農業委員の定数、任期、報酬		協定項目B - 3（農業委員の定数及び任期の取り扱い）で協議済み
産業 経済		2 農業委員会の運営		合併時に再編する
産業 経済		3 農業者年金業務	農業者年金協議会の負担金について調整が必要	合併時に統合する
産業 経済		4 農地関係	農地あっせん委員会の内容に大幅な差異がある	合併後に再編する
産業 経済		5 農地斡旋基準価格改定	名寄市は、あっせん基準価格を設定	合併後に再編する
産業 経済		6 標準小作料改定	H16年度に風連町が小作料の改定を名寄市と同一金額にする予定	合併時に統合する
産業 経済		7 農地情報管理システム整備事業	合併時にはリンク出来ることが必要	合併時に統合する 電算システムの調整と連動する
産業 経済		8 農業農村振興施策に関する建議		合併後も存続する
産業 経済		9 農業委員会だよりの発行	発行方法に差異ある、広範囲のため情報の提供・周知徹底のためには発行必要	合併後に再編する
産業 経済		11 農業後継者対策業務	市：対策は重要だが、農業後継者対策協議会の主な事業の美深町農業委員会と共催の「お見合いツアー」は、合併後に調整する 町：町全体の後継者対策（花嫁対策）を農業委員会で行っているが、成果が上がらない	合併後に関係機関と協議し、専任職員の配置と事務局の所在を含めた調整を行う
産業 経済		12 農用地利用調整業務	差異なし	合併後も存続する

風連町・名寄市合併協議会の調整内容

協議事項	C - 1 4 各種事務事業の取り扱い	関係項目	A-2-22 定住促進に関すること
分科会・専門部会の調整方針	【総務・企画専門部会 企画分科会】 風連町定住促進事業については、合併特例区事業とする。合併後に見直しを検討する。		

現 況		具体的な調整方法
風連町	名寄市	
<p>【目的】 定住促進・地域振興を図るため、費用の一部を助成する。</p> <p>【概要】 定住環境促進事業 定住促進家賃助成事業による町内居住者への助成 (条例効力は、平成16年4月1日から平成19年3月31日まで。交付決定を受けた者には、条例の失効後においてもその効力を有する。)</p> <p>定住環境促進事業</p> <p>【対象】 自己の居住の用に供するため、町内において住宅を新たに取得した者。</p> <p>【補助基準】 取得した住宅に係る固定資産税相当額を補助</p> <p>【補助期間】 住宅取得後3年間</p> <p>【事務手順】 交付申請 審査 交付決定 補助金請求 交付</p> <p>定住促進家賃助成事業</p> <p>【対象】 賃貸住宅に入居する者で住宅手当等控除後、3万円の家賃を超える入居者</p> <p>【補助基準】 3万円を超えた家賃に対し、5千円を限度に助成</p>	<p>該当なし</p>	<p>風連町定住促進事業については、合併特例区事業とする。 合併後に見直しを検討する。</p>

現 況		具体的な調整方法
風連町	名寄市	
<p>【補助期間】 交付決定後3 6月</p> <p>【事務手順】 交付申請 審査 交付決定 補助金請求 交付</p> <p>【その他】 空家情報の収集及び提供</p>		

風連町・名寄市合併協議会の調整内容

協議事項	A-5 財産の取り扱い	関係項目	財産・債務
分科会・専門部会の調整方針	両市町の所有する財産は、すべて新市に引き継ぐものとする。		

現 況		具体的な調整方法
風連町	名寄市	
【財産】 公有財産（別紙1） ・土地 13,616,164 m ² ・建物 74,934 m ² ・有価証券 ・出資による権利 43,750 千円 物品 ・庁用車等 債権（別紙2） ・貸付金 37,679 千円 基金（別紙2） 990,011 千円 【債務】 地方債残高等（別紙3） 5,693,673 千円	【財産】 公有財産（別紙1） ・土地 25,591,896 m ² ・建物 217,302 m ² ・有価証券 ・出資による権利 48,617 千円 物品 ・庁用車等 債権（別紙2） ・貸付金 511,898 千円 基金（別紙2） 2,417,852 千円 【債務】 地方債残高等（別紙3） 17,276,842 千円	

別紙1 公有財産（平成15年度末現在）

風 連 町		名 寄 市	
・土地		・土地	
1 行政財産		1 行政財産	
(1)本庁舎	16,316 m ²	(1)本庁舎	3,094 m ²
(2)その他の行政機関の施設	3,950 m ²	(2)その他の行政機関の施設	87,063 m ²
(3)公共用財産		(3)公共用財産	
小・中学校	164,805 m ²	小・中学校	410,059 m ²
公営住宅	108,887 m ²	公営住宅	189,534 m ²
公園	79,704 m ²	公園	1,316,123 m ²
その他の施設	468,475 m ²	その他の施設	7,019,813 m ²
計	842,137 m ²	計	9,025,686 m ²
2 普通財産		2 普通財産	
(1)宅地	131,605 m ²	(1)消防施設	2,043 m ²
(2)山林	9,428,383 m ²	(2)宅地	211,060 m ²
(3)土砂防止林	22,300 m ²	(3)雑種地	704,186 m ²
(4)その他	3,191,739 m ²	(4)山林	14,649,604 m ²
計	12,774,027 m ²	(5)原野	999,317 m ²
		計	16,566,210 m ²
合計	13,616,164 m ²	合計	25,591,896 m ²
・建物		・建物	
1 行政財産		1 行政財産	
(1)本庁舎	3,893 m ²	(1)本庁舎	4,914 m ²
(2)その他の行政機関の施設	9,667 m ²	(2)その他の行政機関の施設	31,808 m ²
(3)公共用財産		(3)公共用財産	
小・中学校	14,225 m ²	小・中学校	62,105 m ²
公営住宅	20,907 m ²	公営住宅	47,511 m ²
公園	59 m ²	公園	2,264 m ²

風 連 町		名 寄 市	
その他の施設	22,689 m ²	その他の施設	50,762 m ²
計	71,440 m ²	計	199,364 m ²
2 普通財産		2 普通財産	
(1)その他の建物	3,494 m ²	(1)消防施設	109 m ²
計	3,494 m ²	(2)その他建物	17,829 m ²
		計	17,938 m ²
合計	74,934 m ²	合計	217,302 m ²
・無体財産権		・無体財産権	
名寄白樺カントリー倶楽部ゴルフ会員権		なし	
・有価証券		・有価証券	
北海道曹達株式会社		北海道曹達株式会社	
		札幌テレビ放送株式会社	
		北海道開発コンサルタント株式会社	
		名寄ゴルフ倶楽部	
		名寄振興公社	
		北海道畜産公社	
		北海道高速鉄道開発株式会社	
・出資による権利		・出資による権利	
(1)北海道国民健康保険団体連合会	403 千円	(1)北海道国民健康保険団体連合会	660 千円
(2)北海道農業信用基金協会	900 千円	(2)北海道農業信用基金協会	1,300 千円
(3)財団法人北海道市町村職員福祉協会	1,000 千円	(3)財団法人北海道市町村職員福祉協会	1,750 千円
(4)北海道土地改良事業団体連合会	370 千円	(4)北海道土地改良事業団体連合会	110 千円
(5)北海道私立各種学校基金協会	200 千円	(5)北海道私立各種学校基金協会	400 千円
(6)北海道勤労者信用基金協会	200 千円	(6)名寄白樺カントリー倶楽部(会員証)	200 千円
(7)株式会社ふうれん望湖台振興公社	5,000 千円	(7)名寄市土地開発公社	5,000 千円
(8)株式会社北海道畜産公社	1,550 千円	(8)北海道私学振興基金協会	600 千円

風 連 町		名 寄 市	
(9)株式会社ふうれん	5,000 千円	(9)名寄信用金庫	702 千円
(10)風連町森林組合	23,302 千円	(10)名寄市森林組合	16,988 千円
(11)名寄信用金庫	500 千円	(11)北海道信用保証協会	1,300 千円
(12)北海道学校保健会	196 千円	(12)社会福祉法人名寄市社会福祉事業団	3,000 千円
(13)道北地域地場産業振興センター	219 千円	(13)(財)北海道学校保健会	280 千円
(14)北海道健康づくり財団	3,800 千円	(14)(財)北海道スキー連盟	20 千円
(15)北海道地域医療振興財団	360 千円	(15)(財)道北地域旭川地場産業振興センター	629 千円
(16)北海道社会福祉施設運営財団	150 千円	(16)(財)北海道地域医療振興財団	368 千円
(17)北海道暴力追放センター	600 千円	(17)(財)北海道健康づくり財団	10,000 千円
計	43,750 千円	(18)(財)ツール・ド・北海道協会	800 千円
		(19)(財)北海道生活文化振興基金	930 千円
		(20)(財)北海道地域総合振興機構	500 千円
		(21)北海道建築指導センター	200 千円
		(22)(財)北海道暴力追放センター	2,470 千円
		(23)(財)北海道科学・産業技術振興財団	390 千円
		(24)(財)アイヌ文化振興・研究推進機構	20 千円
		計	48,617 千円

別紙2 債権・基金（平成15年度末現在）

風 連 町	名 寄 市
【債権】 ・貸付金 育英資金貸付金 37,679 千円 計 37,679 千円 預託金 商工業融資金預託金 30,000 千円 労働者福祉金融預託金 4,000 千円 計 34,000 千円	【債権】 ・貸付金 育英資金貸付金 303,551 千円 農業後継者育成奨学金貸付金 16,961 千円 老人保健施設建設資金貸付金 64,000 千円 季節移動労働者生活資金貸付金 71 千円 勤労者緊急生活資金貸付金 315 千円 地域総合整備資金貸付金 127,000 千円 計 511,898 千円 預託金 中小企業特別融資預託金 514,540 千円 農業振興資金融資預託金 117,175 千円 高齢者住宅設備資金預託金 6,000 千円 勤労者福祉預託金 19,000 千円 融雪槽設置資金預託金 5,875 千円 計 662,590 千円
【基金】 普通基金 277,927 千円 減債基金 64,759 千円 行財政営繕基金 121,118 千円 土地開発基金 24,757 千円 車両基金 20,724 千円 体育館建設基金 1,014 千円 地域振興基金 64,081 千円 育英基金 10,895 千円	【基金】 財政調整基金 697,422 千円 減債基金 51,150 千円 名寄線代替輸送確保基金 167,765 千円 福祉施設建設基金 53,731 千円 体育文化施設建設基金 2,003 千円 市立総合病院整備基金 30,438 千円 ふるさと創生基金 2,277 千円 名寄線関連促進事業確保基金 23,701 千円

風 連 町		名 寄 市	
地域福祉基金	142,853 千円	育英基金	5,605 千円
ふうれん望湖台基金	46,538 千円	公共施設整備基金	262,206 千円
コミュニティプラザ(仮称)整備基金	83,812 千円	文化センター大ホール建設基金	258,335 千円
ふるさと水と土保全基金	10,682 千円	土地開発基金	33,161 千円
国保事業会計 財政調整基金	112,844 千円	名寄短大教育研究振興基金	39,399 千円
国保直診会計 普通基金	2,211 千円	文化スポーツ振興基金	40,733 千円
介護給付費準備基金	5,796 千円	名寄ライオンズクラブ基金	1,500 千円
基金合計 15基金	990,011 千円	名寄岩基金	1,000 千円
		木村登茂教育研究記念基金	10,000 千円
		地域福祉基金	165,448 千円
		霊園管理基金	39,930 千円
		加藤由利子基金	50,000 千円
		大学振興基金	101,610 千円
		国民健康保険支払準備金基金	377,005 千円
		介護給付費準備基金	3,433 千円
		基金合計 23基金	2,417,852 千円
備荒資金組合(納付金残高)		備荒資金組合(納付金残高)	
普通納付額	106,337 千円	普通納付額	106,337 千円
超過納付額	59,580 千円	超過納付額	332,811 千円
計	165,917 千円	計	439,148 千円

別紙3 地方債残高等（平成15年度末現在）

風 連 町	名 寄 市
・地方債現在高	・地方債現在高
一般公共事業債 399,437 千円	一般公共事業債 778,039 千円
一般単独事業債 1,324,276 千円	一般単独事業債 9,281,287 千円
公営住宅建設事業債 705,917 千円	公営住宅建設事業債 1,425,586 千円
辺地対策事業債 6,546 千円	義務教育施設整備事業債 1,043,617 千円
義務教育施設整備事業債 89,062 千円	災害復旧事業債 12,213 千円
災害復旧事業債 23,988 千円	一般廃棄物処理事業債 137,930 千円
一般廃棄物処理事業債 460,037 千円	厚生福祉施設整備事業債 80,400 千円
厚生福祉施設整備事業債 90,576 千円	社会福祉施設整備事業債 4,300 千円
過疎対策事業債 1,308,553 千円	過疎対策事業債 1,040,900 千円
財源対策債 122,832 千円	財源対策債 403,182 千円
臨時財政特例債 76,547 千円	臨時財政特例債 310,894 千円
公共事業等臨時特例債 147 千円	減税補てん債 800,274 千円
減税補てん債 112,681 千円	臨時税収補てん債 172,018 千円
臨時税収補てん債 29,143 千円	臨時財政対策債 1,288,100 千円
臨時財政対策債 606,800 千円	調整債 125,543 千円
調整債 474 千円	北海道貸付金 153,197 千円
北海道貸付金 11,019 千円	その他 219,362 千円
公有林整備事業債 323,312 千円	計 17,276,842 千円
その他 2,326 千円	
計 5,693,673 千円	
・債務負担行為の額（平成16年度以降の支出予定額）	・債務負担行為の額（平成16年度以降の支出予定額）
物件の購入等に係るもの 220,896 千円	物件の購入等に係るもの 469,385 千円
利子補給等に係るもの 34,551 千円	利子補給等に係るもの 51,937 千円
その他 769,675 千円	その他 714,204 千円
計 1,025,122 千円	計 1,235,526 千円

風連町・名寄市合併協議会の調整内容

協議事項	C - 14 各種事務事業の取扱い	関係項目	A-3-2その他の行政バス
分科会・専門部会の調整方針	【総務・企画専門部会 財政分科会】		

現 況		具体的な調整方法
風連町	名寄市	
<p>大型バス</p> <p>【利用範囲】</p> <p>(1)学校教育・社会教育の振興を目的とする事業で、教育委員会が主催若しくは共催する事業、行事に使用することができる。</p> <p>(2)上記目的で運行されていないときは、町及び社会福祉協議会が主催、共催する事業、行事に使用することができる。</p> <p>【運行制限】</p> <p>1日の運行距離 300km</p> <p>【運行体制】</p> <p>職員1名、臨時職員3名</p>	<p>生涯学習バス(40人乗り)</p> <p>【利用範囲】</p> <p>(1)生活、生産、文化、スポーツ等に関する研修を行う社会教育関係団体等及び市が行う事業の目的達成に必要と認められたもの。社会教育団体とは、ア)社会教育の推進を目的とする団体イ)体育、スポーツ及びレクリエーションを行う団体ウ)芸術及び文化活動を行う団体エ)地域おこし活動を行う団体</p> <p>(2)上記のほか特に教育長が認めたもの。</p> <p>【運行制限】</p> <p>1日の運行距離 300km</p> <p>【運行体制】</p> <p>名寄運転代行社その都度依頼(運行委託)</p> <p>その他のバス(29人乗り・2台)</p> <p>【利用範囲(対象団体)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉団体・児童団体・婦人団体・農林畜産団体・文化団体 ・体育団体・青年団体・その他の団体 <p>【運行制限】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1団体 年1回3日間以内の利用 ・1日の運行距離は300km以内とし、老人、幼児、児童団体は1日150km以内の運行距離とする。 <p>【運行体制】</p> <p>名寄運転代行社その都度依頼(運行委託)</p>	<p>合併特例区の設置の間は、現行通りとする。合併後に相互調整し、有効活用を図る。</p>

現 況		具体的な調整方法
風連町	名寄市	
	福祉バス（40人乗り） 【利用範囲（対象団体）】 ・老人クラブ等 【運行形態】 ・社会福祉協議会委託 ・平日のみ利用	

風連町・名寄市合併協議会の調整内容

協議事項	C-10 使用料・手数料等の取り扱い	関係項目	A-4-20 固定資産税台帳等閲覧	A-4-41 税務証明
分科会・専門部会の調整方針	【総務・企画専門部会 税務分科会】 新市において、手数料を統一すべき。			

現 況		具体的な調整方法																																																												
風連町	名寄市																																																													
<p>【概要】 土地・家屋登記事項・課税台帳の閲覧</p> <p>【手数料】</p> <table> <tr> <td>閲覧手数料</td> <td>1回</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>コピー料</td> <td>1枚</td> <td>20円</td> </tr> </table>	閲覧手数料	1回	300円	コピー料	1枚	20円	<p>【概要】 土地・家屋登記事項・課税台帳の閲覧</p> <p>【手数料】</p> <table> <tr> <td>閲覧手数料</td> <td>1回</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>コピー料</td> <td>1件</td> <td>200円</td> </tr> </table>	閲覧手数料	1回	200円	コピー料	1件	200円	<p>閲覧手数料は、名寄市の例による。 固定資産に関するコピー料は、名寄市の例による。</p>																																																
閲覧手数料	1回	300円																																																												
コピー料	1枚	20円																																																												
閲覧手数料	1回	200円																																																												
コピー料	1件	200円																																																												
<p>【概要】 税務証明</p> <p>【手数料】</p> <table> <tr> <td>所得課税証明書</td> <td>1件</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>各種納税証明書</td> <td>1件</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>固定資産評価証明書</td> <td>1件</td> <td>700円</td> </tr> <tr> <td>固定資産公租公課証明書</td> <td>1件</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>固定資産課税証明書</td> <td>1件</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>固定資産評価証明書（法務局提出用）</td> <td></td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>営業証明</td> <td>1件</td> <td>700円</td> </tr> <tr> <td>台帳閲覧</td> <td>1件</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>住宅家屋証明</td> <td>1件</td> <td>700円</td> </tr> <tr> <td>軽自動車納税証明</td> <td></td> <td>無料</td> </tr> </table>	所得課税証明書	1件	300円	各種納税証明書	1件	300円	固定資産評価証明書	1件	700円	固定資産公租公課証明書	1件	300円	固定資産課税証明書	1件	300円	固定資産評価証明書（法務局提出用）		無料	営業証明	1件	700円	台帳閲覧	1件	300円	住宅家屋証明	1件	700円	軽自動車納税証明		無料	<p>【概要】 税務証明</p> <p>【手数料】</p> <table> <tr> <td>所得課税証明書</td> <td>1件</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>各種納税証明書</td> <td>1件</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>固定資産評価証明書</td> <td>1件</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>固定資産公租公課証明書</td> <td>1件</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>固定資産課税証明書</td> <td>1件</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>固定資産評価証明書（法務局提出用）</td> <td></td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>営業証明</td> <td>1件</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>台帳閲覧</td> <td>1件</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>住宅家屋証明</td> <td>1件</td> <td>1,300円</td> </tr> <tr> <td>軽自動車納税証明</td> <td></td> <td>無料</td> </tr> </table>	所得課税証明書	1件	300円	各種納税証明書	1件	300円	固定資産評価証明書	1件	300円	固定資産公租公課証明書	1件	300円	固定資産課税証明書	1件	300円	固定資産評価証明書（法務局提出用）		無料	営業証明	1件	300円	台帳閲覧	1件	200円	住宅家屋証明	1件	1,300円	軽自動車納税証明		無料	<p>固定資産評価証明書、営業証明及び住宅家屋証明手数料は、名寄市の例による。</p>
所得課税証明書	1件	300円																																																												
各種納税証明書	1件	300円																																																												
固定資産評価証明書	1件	700円																																																												
固定資産公租公課証明書	1件	300円																																																												
固定資産課税証明書	1件	300円																																																												
固定資産評価証明書（法務局提出用）		無料																																																												
営業証明	1件	700円																																																												
台帳閲覧	1件	300円																																																												
住宅家屋証明	1件	700円																																																												
軽自動車納税証明		無料																																																												
所得課税証明書	1件	300円																																																												
各種納税証明書	1件	300円																																																												
固定資産評価証明書	1件	300円																																																												
固定資産公租公課証明書	1件	300円																																																												
固定資産課税証明書	1件	300円																																																												
固定資産評価証明書（法務局提出用）		無料																																																												
営業証明	1件	300円																																																												
台帳閲覧	1件	200円																																																												
住宅家屋証明	1件	1,300円																																																												
軽自動車納税証明		無料																																																												

専 門 部 会 決 裁 項 目

(総 務 分科会)

部会	分類	項 目	課 題	調 整 方 針
総務 ・ 企画	総務	1 市町村施行に関する事	特になし	合併後も存続する。
		9 特別職報酬等審議会	委員定数、任期に差異	合併後に再編する。
		10 首長職務代理者の指定	特になし	地方自治法により、合併後も存続する。
		11 市町長の職務代理（吏員）	特になし	地方自治法により、合併後も存続する。
		12 収入役の職務代理（出納員）	特になし	地方自治法により、合併後も存続する。
		13 各種委員の任免に関する事	（市：要綱、町：なし）	新市に市の要綱を引き継ぐ
		14 文書管理	文書保存の確保。電子文書の取り扱いについて検討が必要。	新市の事務所、機構等確定後、合併時まで調整を図る。
		15 文書収発事務	郵便局からの文書受領方法に差異	合併時まで調整し、統合を図る。
		16 事務決済	特になし	合併時まで調整し、統合を図る。
		17 法務	法制担当係が必要	現行のとおり合併後も存続する。
		18 公印管守	特になし	合併時に再編する。
		19 行政改革	特になし	新市において計画及び委員について再編する。
		20 議会の召集及び議案に関する事業	特になし	合併時に統合する。
		21 議会と理事者の懇談について	担当部署に相違（市：総務係、町：議会事務局）	所管部局について調整し、合併後も存続する。
		22 行政手続き	特になし	合併時に統合を図る。
		23 時間外勤務当請求訴訟に関する事	市に事案有り。	合併後も存続する。
24 首長、助役の日程の管理	担当部署に相違（市：企画調整課、町：総務課）	合併時まで調整し、存続する。		
25 首長資産に関する事	特になし	法令の定めにより存続する。		

部会	分類	項目	課題	調整方針	
総務 ・ 企画	総務	26	交際及び儀式に関すること	担当部署に相違（市：企画調整課、町：総務課）	合併時まで調整し、存続する。
		27	検察審査員の候補者選定	特になし	合併後も存続する。
		28	後援名義の使用許可	特になし	現行のとおり合併後も存続する。
		29	公告式	市では必要時に「名寄新聞」に掲載	合併時まで調整し、再編する。
		30	自治功労等の叙位叙勲に関すること	特になし	合併後も現行のとおり存続する。
		31	管理職員等の範囲	市：指定管理職6係長、町：指定管理職1係長	合併時に再編する。
		32	指定管理者の規定に関すること	市：制度予定なし、町：有り	合併時に再編する。
		35	町村会・市長会に関すること	特になし	合併時に統合する。
		36	催物案内表示板（庁内）	特になし	合併後も現行のとおり存続する。
		37	宿直業務（本庁）	市：直営、町：委託	合併時まで統一した管理方法を調整し、再編する。
		38	日直業務（本庁）	市：直営、町：委託	合併時まで統一した管理方法を調整し、再編する。
		39	例規集の再編集	委託業者の相違	合併時に再編する。
		41	各施設の保全計画に関すること	市：当該課管理、町：財産管理係所管	合併時に再編する。
		46	庁舎の管理	業者の統一について検討が必要	合併時まで調整し再編する。
		47	各施設清掃業務の一括入札	町：なし。施設管理担当部署の設置	合併時に再編する。
		48	庁内掲示物	（市では必要時に「名寄新聞」に掲載）	合併時に再編する。
		49	庁内印刷の業務に関すること	庁舎毎の必要性を検討	合併時に再編する。
		50	電話交換業務に関すること	市：常設2人（正職員、嘱託職員）、町：常設1人（パート職員）	合併時に再編する。
51	庁舎内ゴミ分別及び廃棄に関すること	庁舎管理担当部署の相違	合併時に再編する。		

部会	分類	項目	課題	調整方針
総務 ・ 企画	総務	52 庁内食堂の施設管理に関すること	町：なし。	現行のとおり合併後も存続する。
		53 国旗・市町旗の管理	特になし	現行のとおり合併後も存続する。
		54 鈴石会に関すること	町：なし	合併後に再編する。
		55 北方領土返還運動に関すること	特になし	合併後も現行のとおり存続する。
		56 危険動物、ペット条例にかかる猫の取扱いに関する	担当部署の相違	合併時に再編する。
		57 国民保護法に関すること	町：該当なし	合併時に統合する。
		58 寄付金品の採納に関すること	特になし	合併後も存続する。
		60 職員私有車の公務使用取扱い	市：なし	機構等によるが、合併後に廃止する方向で検討する。
		64 職員（任免）	特になし	合併後も現行のとおり存続する。
		65 職員名簿	市：個人情報保護から平成11年廃止	合併時に廃止する。
		66 職員評価	（市：人事異動希望調査実施）	合併時に再編する。
		67 職員採用	市：独自採用試験、町：町村会主催館内共通採用試験	合併時に統合し、新市で実施する。
		68 職員証明書・名札	特になし	合併時に統合する。
		69 人事異動	市：自己申告制度実施	合併後も存続する。
		70 職員（賞罰）<賞（特昇）・罰（延伸）>	特になし	地方公務員法により合併時に再編する。
71 セクシャルハラスメントの防止	組織形成なし	合併後に再編する。		
72 分限処分・懲戒処分	特になし	地方公務員法により合併時に再編する。		

部会	分類	項目	課題	調整方針
総務 ・ 企画	総務	73 出勤簿の整理	市：なし、町：有り	合併時まで調整し再編する。
		74 職員（勤務条件）	特になし	合併後も現行のとおり存続する。
		75 職員（服務）	職務専念義務免除、特別休暇の取扱いに差異	合併時まで調整し再編する。
		76 休暇等の運用及び管理	特別休暇に差異	合併時まで調整し再編する。
		77 勤務時間	特になし	合併後も現行のとおり存続する。
		78 職務専念義務の免除	運用に差異	合併時まで調整し再編する。
		79 休日（勤務を要しない日）	特になし	合併後も現行のとおり存続する。
		80 職員研修	市：独自研修実施、町：町村会主催研修参加	合併時まで調整し統合する。
		81 職員意向調査	町：なし	合併後に再編する。
		82 職員研修助成	町：なし	合併後も現行のとおり存続する。
		83 衛生委員会	特になし	合併後も現行のとおり存続する。
		84 職員（衛生管理）	共済指定病院に差異。町：脳ドック助成有り。	合併時まで調整し統合する。
		85 職員（福利厚生）	福利厚生団体に差異	合併後に再編する。
		86 職員互助会関係	運営に相違	合併後に再編する。
		88 職員団体に関すること	特になし	合併時まで統合を図る。
89 職員住宅管理戸数等	市：なし	合併後も現行のとおり存続する。		
96 一般職員の経験年数・年齢・学歴・給料	特になし	合併時に再編する。		

部会	分類	項目	課題	調整方針	
総務 ・ 企画	総務	97	経験年数別給料月額	特になし	合併時に再編する。
		98	一般職のラスパイレス指数	特になし	合併時に再編する。
		100	職員平均年齢・平均給料（職種別）	特になし	合併時に再編する。
		106	時間外勤務（整理）	特になし	合併時まで調整し統合する。
		116	給料の減額等	特になし	合併後も現行のとおり存続する。
		117	児童手当特例給付（公務員分）	特になし	合併後も現行のとおり存続する。
		118	給与振込	電算システムに差異	合併時まで調整し統合する。
		119	給与控除	電算システムに差異	合併時まで調整し統合する。
		120	財形貯蓄	特になし	合併後も存続する。
		121	各種保険（生保）	特になし	合併後も存続する。
		122	各種保険（損保）	特になし	合併後も存続する。
		123	特別徴収	（臨時職員の取扱いに差異）	合併時まで調整し統合する。
		124	年末調整	特になし	合併後も存続する。
		125	臨時職員・嘱託職員雇用	市：雇用期限1年以内。町：雇用調整で継続	合併時まで調整し再編する。
		126	臨時職員・嘱託職員（社会保険、雇用保険）	特になし	合併後も現行のとおり存続する。
127	臨時職員・嘱託職員（健康診査）	実施医療機関、時期に差異	合併時まで調整し統合する。		
128	人件費	一般会計の費目の扱いに差異	合併時まで調整し存続する。		

部会	分類	項目	課題	調整方針
総務 ・ 企画	総務	129 職員の旅費	取扱い、額に差異	合併時までに調整し再編する。
		130 特別職の旅費	取扱い、額に差異	合併時までに調整し再編する。
		131 職員（被服貸与）	（対象者、種類、期間に差異）	合併時までに調整し再編する。
		132 給与及び定員管理も公表	特になし	合併時までに調整し統合する。
		140 情報公開制度	特になし	合併後も現行のとおり存続する。
		141 情報公開審査会	（委員報酬に差異）	合併時までに調整し再編する。
		142 情報公開・個人情報保護審査会規則	特になし	合併時までに調整し再編する。
		143 個人情報保護	特になし	合併後も現行のとおり存続する。
		144 LGWAN規定に関すること	特になし	合併後も現行のとおり存続する。
		146 選挙管理事務	特になし	合併時までに調整し統合する。
		147 選挙管理事務（選挙人名簿登録）	電算システムに差異	合併後も存続する。
		148 選挙管理事務（公営ポスター掲示場設置）	特になし	合併時までに調整し再編する。
		149 投票区・開票区等	選挙区制度への対応	合併時までに調整し再編する。
		150 選挙管理事務（投・開票事務）	特になし	合併時までに調整し再編する。
		151 不在者投票事務	特になし	合併時までに調整し再編する。
152 農業委員会委員選挙人名簿の調製	特になし	合併後も現行のとおり存続する。		
153 選挙管理事務（農業委員会委員選挙）	特になし	合併時までに調整し再編する。		

部会	分類	項目	課題	調整方針
総務 ・ 企画	総務	154 明るい選挙推進協議会	(市：未設置)	合併後に調整し再編する。
		155 選挙管理事務(選挙運動の公費負担)	市：条例により選挙運動用ポスター作成及び選挙運動用自動車使用の公費負担有り。町：なし。	合併時までに調整し、統合を図る。
		156 選挙管理事務(選挙公報)	市：条例により発行、効果の検証	合併時までに調整し、統合を図る。
		157 全国市区選挙管理委員会連合会北海道支部	町：なし	合併時に統合する。
		158 選挙管理事務(道北地区事務局長協議会)	町：なし	合併時に統合する。

小 委 員 会 協 議 項 目 (総 務 分 科 会)

部会	分類	項 目	協議項目	小委員会（合併協議会）協議結果
総務 ・ 監査	総務	2 市役所、役場の位置	新市の事務所の位置について (5 月 1 2 日小委員会提案)	(協議経過) 両市町に庁舎を置く。(現有する庁舎を有効活用する。) ことを確認。
		3 行政機構及び職員配置 4 事務分掌(係名) 61 職員定数(定数条例) 62 職種別職員数 63 職種職名規制	事務組織及び機構の取り扱い (9 月 1 3 日小委員会提案)	新市の組織・機構は、両方の庁舎を有効活用することを 基本に、定員管理の適正化を図りつつ、「新市における 組織・機構の整備方針」を策定し、順次段階を追って 整備するものとする。 1.両方の庁舎を有効活用し、市役所機能を分担した組織・機構 2.地方分権における行政課題に的確に対応できる組織・機構 3.住民の声を反映できる組織・機構 4.住民が利用しやすい組織・機構 5.指揮命令系統を簡素化し、責任の所在が明確な組織・機構 6.簡素で効率的な組織・機構
		5 付属機関 6 各種委員の報酬 145 選挙管理委員会	特別職の身分の取り扱い(9 月 1 日小委員会決定)	・行政委員会の委員数・任期は法令の定めるところとし、 報酬額は現行額をもとに調整する。 ・審議会・委員会の付属機関について、両市町に設置されおり、 新市においても設置する必要のあるものは原則として統合する。 一方のみ設置されているものは、新市において速やかに調整 する。人数、任期、報酬額は現行制度をもとに調整する。 ・その他の特別職は、新市において引き続き設置する必要 あるものは、現行の任期、報酬額をもとに調整し、新市に おいて新たに設置する。
		7 特別職(市町村長等)の給料・任期 8 特別職の期末手当 135 特別職の退職手当	特別職の身分の取り扱い(9 月 1 日小委員会決定)	・市長のほか助役(副市長)を両庁舎に置く。常勤の収入役 は置かない。報酬は現行報酬額をもとに調整する。

部会	分類	項目	協議項目	小委員会（合併協議会）協議結果
総務 ・ 監査	総務	33 名誉町・市民表彰 34 表彰（特別功労・功労・善行表彰） 42 町・市民憲章 43 町・市の花、木、鳥等 44 市町村章 45 宣言 59 文化賞に関すること	慣行の取り扱い（9月1日小委員会決定）	<ul style="list-style-type: none"> ・名誉市・町民、市・町民栄誉賞、文化賞及び功労賞については新市においても継続する。 ・憲章及び各種宣言については、新市において検討する。 ・市章、市の木、花、鳥、技などは新市において調整する。
		40 一部事務組合の加入状況 87 財団法人北海道市町村職員福祉協会 136 公務災害補償（常勤職員） 137 公務災害補償（非常勤職員） 138 北海道退職手当事務組合 139 北海道市町村共済組合	一部事務組合等の取り扱い（9月13日小委員会決定）	<ul style="list-style-type: none"> ・合併の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に参加する。ただし、風連町が加入している北海道市町村事務組合、北海道町村議会議員公務災害、全国町村議会議員共済会北海道支部については、合併前日をもって当該組合から脱退する
		90 設定給料表 91 初任給基準 92 一般職の昇給モデル 93 級別職務分類表 94 昇給 95 昇格 99 職員給与の支給状況 101 扶養手当 102 住居手当 103 通勤手当 104 特殊勤務手当 105 時間外勤務手当 107 宿日直手当	一般職の身分の取り扱い（9月1日小委員会決定）	<ul style="list-style-type: none"> ・2市町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 ・職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。 ・職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整し統一を図る。 ・給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。なお、現職員については、現給を保証する

部会	分類	項目	協議項目	小委員会（合併協議会）協議結果	
総務 ・ 監査	総務	108	管理職手当	一般職の身分の取り扱い（9月1日小委員会決定）	
		109	期末手当		
		110	勤勉手当		
		111	役職加算		
		112	寒冷地手当		
		113	休日勤務手当		
		114	夜間勤務手当		
		115	調整額		
		133	退職手当		
134	退職手当の特例				

専 門 部 会 決 裁 項 目 (企 画 分 科 会)

部会	分類	項 目	課 題	調 整 方 針
総務 ・ 企画	企画	1 沿革・歴史	成文化が必要	合併後も存続する。
		2 開町・市記念日	(両市町特に記念日なし)	今後の推移をみて検討する。
		3 行政評価(事務事業評価)	(市：事務事業評価システム導入)	合併後に事務事業評価システムの見直しについて検討し、統合する。
		4 庁議等に関する事	(市：定例庁議、部次長会議・町：課長会議、調整会議)	組織形態決定後、検討する。
		6 総合計画策定(審議会含む)	(市：第4次～H19、町：第3次～H22)	合併後新たに策定する。
		7 総合計画の実施計画	(双方毎年3カ年の見直し実施)	合併後新たな推進方策について検討を行う。
		8 主要施策の調整取りまとめに関する事	(差異なし)	合併後も存続する。
		9 執行方針及び行政報告に関する事	行政報告の取り扱いについては、新市議会運営との関連もあり、調整の必要がある。	合併後調整し、存続する。
		10 特命事項の調査研究に関する事	両市町取り組み内容に差異なし	合併後も存続する。(範囲を明らかにした担当部署を設置)
		11 過疎地域自立促進計画	(双方：H17～H21計画を策定中)	合併後に再編する。
		12 国土利用計画法に係わる事務に関する事	地価公示標準地の調整が必要	合併後に調整し存続する。
		13 特定の開発行為(道自然環境等保全条例)	特になし	現行のとおり存続する。
		14 自衛隊に関する業務	(関係団体、助成に差異)	各関係機関団体の統合・補助金等の扱いについて検討する。
		15 新エネルギー調査研究	特になし	現行のとおり存続する。
		16 地域指定	特になし	現行のとおり存続する。

部会	分類	項目	課題	調整方針
総務 ・ 企画	企画	17 地域振興施策の推進	(市：地域総合整備資金貸付、町：なし)	市制度を新市に継続する。
		18 広域行政の推進・調整に関する事	特になし	現行のとおり存続する。
		19 防衛施設周辺事業に関する事	(市実施)	新市として周辺整備事業計画を見直す。
		20 財団法人北方圏センター	特になし	現行のとおり存続する。
		21 陳情請願に関する事	特になし	現行のとおり存続する。
		23 まちづくり推進事業等各種ソフト事業に関して	(市：まちづくり推進事業助成、町：地域協議会補助)	合併後に再編する。
		26 各種統計調査に関する事	町：統計協議会解散	統計調査員確保のため、新市においても統計協議会を設置する。
		27 市町村史編さんに関する事	特になし	合併後に再編する。
		28 報道機関に関する事	(町：業務分担なし、市：記者クラブ対応)	合併時に名寄市の例により統合する。
		29 財団法人地方自治情報センター	特になし	現行のとおり存続する。
		32 各種促進期成会・協議会に関する事	特になし	現行のとおり存続する。
33 公有地の拡大の増進に関する法律に基づく 届け出・申し出	(同一事務)	現行のとおり存続する。		

小委員会協議項目 (企画 分科会)

部会	分類	項目	協議項目	小委員会(合併協議会)協議結果	
総務 ・ 企画	企画	5	ふるさと会	慣行の取り扱い (7月29日提案)	国内外との交流事業は、新市において調整する。(9月1日 小委員会)
		24	国際交流の推進に関すること		
		25	姉妹・友好都市交流(国際)に関すること		

専 門 部 会 決 裁 項 目

(財 政 分 科 会)

部会	分類	項 目	課 題	調 整 方 針
総務 ・ 企画	財政	1 首長車、助役車の運行及び管理	・新市の理事者体制と両地区への配置により車両と運転職員配置が決定される。 ・町：理事者車両の運転職員が下校する児童の送迎業務を行っており本来業務との調整が困難	新市の行政機構構築の様態により調整し、合併時統合する。新市が管理する車両は全国市有物件共済会に加入する。（理事者車両の車検は両地区の業者の態様により判断）
		3 公用車の運行及び管理	車両管理規則の統一、町車両の市加入保険への移行、部局配置に応じた車両及び管理要員配置	合併時までに車両管理規則の統一を図る。 新市の機構に応じ、車両及び管理要員の配置を検討する
		4 公用車の事故処理	市加入保険への移行、事故発生時処理の統合	合併時に名寄市が加入している保険への統合を図る。
		5 公用車の自動車損害賠償保険	市有物件共済会指定エージェントがあれば移行	合併時までに調整を行い統合を図る。
		6 財政事情の公表	条例、公表内容の統一	合併時に名寄市の例により統合する。
		7 財政指標	差異なし	合併後も現行のとおり存続する。
		10 決算資料及び決算成果	決算説明資料等の議会提出時期に差異	合併時に風連町の例により統合する。
		12 決算調整	差異なし	合併後も現行のとおり存続する。
		13 支出負担行為、支出命令の審査	専決事項に係る額に差異（市：決裁規程、町：専決規程）	合併時までに調整し、規則規程の統一を図る。
		14 資金前渡金	前渡資金経費項目に差異（市：財務規則、町：会計規則）	合併時までに調整し、統合を図る。
		15 支出負担行為の確認	差異なし（市：財務規則、町：会計規則）	合併時までに調整し、統合を図る。
		16 予算繰越伝票の確認（繰越明許）	差異なし	合併後も現行のとおり存続する。
		17 予算流用、予備費充当の確認	差異なし	合併後も現行のとおり存続する。
18 歳入項目（款・項・目・節）	科目設定に差異	合併時までに調整し統一する。		

部会	分類	項目	課題	調整方針	
総務 ・ 企画	財政	19	物品の調達及び検収	見積書、契約書、予定価格調書、検査調書作成金額に差異	合併時までに金額等を調整し規則等の統一を図る。
		20	予算（当初・補正）の編成	編成作業に差異なし（特例区関係別途調整）	新市の予算編成方針策定後、調整を行う。
		21	予算の流用決定	差異なし	合併後も現行のとおり存続する。
		22	予算の執行管理	差異なし	合併後も現行のとおり存続する。
		23	財政計画の策定	（市：中期財政計画、町：財政健全化計画）	新市建設計画に基づき調整を図る。
		24	資金計画協議	支出負担行為事前協議額に差異	合併時までに調整し、規則の統一を図る。
		26	起債の借入事務	縁故債の借入先に差異	合併時に名寄市の例により統合する。
		27	起債関係	差異なし	合併後も現行のとおり存続する。
		28	起債管理	システムに差異、統合	新市において調整を図る。
		30	一時借入金		（会計分科会で整理）
		31	財務会計システムについて	導入時期、サポート体制、集積データの扱いに多くの差異 財務規則の統一、予算編成方針、財政計画、起債管理の 統合及び合併特例区の仕組みと関連する。	新市において調整・統一を図る。
		32	財務規則について	関係所管、全体での調整必要	合併時までに調整を図る。
		39	備品・管理物品台帳の調整	備品設定金額の相違、管理物品の有無、	合併時までに調整し統一を図る。
		40	不用品の売り払い	不用決定時に承認が必要な金額の相違	合併時までに調整し、統一を図る。
		44	入札参加資格審査会	資格審査委員会：市 - 有、町 - 無	合併時の組織機構に適合した委員会を設置する。
45	指名委員会	指名業者数の金額設定の有無及び指名業者数	合併時までに調整し、統一する。		

部会	分類	項目	課題	調整方針
総務 ・ 企画	財政	46 指名業者選定、除外	格付区分の相違、指名停止期間短縮の相違、市：要綱・町：	合併時まで調整し、統合する。
		47 入札事務	特になし	現行のとおり合併後も存続する。
		48 入札保証金の徴収、免除及び還付	免除基準（対象金額）に相違	合併時まで調整し規則の統合を図る。
		49 工事請負・業務委託契約の締結	契約書省略金額及び前金払条件、金額の相違	合併時まで調整し規則の統合を図る。
		50 工事検査	工事施工成績評定対象工事金額の相違	合併時まで調整し規則の統合を図る。
		51 随意契約	見積書、予定価格調書、契約書省略可能金額の相違	合併時まで調整し規則の統合を図る。
		52 予定価格の事前公表	市：実施、町：未実施	合併時まで調整し、統合を図る。
		53 契約保証金の徴収、免除及び還付	特になし	現行のとおり合併後も存続する。
		54 物品（備品）購入・製造請負契約の締結	契約書作成省略金額の相違	合併時まで調整し規則の統合を図る。
		55 物品（備品）購入・製造等の入札執行及び見積聴取	物品調達形態の相違、予定価格設定金額の相違	合併時まで調整し、統合を図る。
		56 人件費の内訳（支出合計・科目別の支払額・支払人数）	特になし	現行のとおり合併後も存続する。
		63 普通財産の用地登記事務	財産管理と契約業務の所管について、検討が必要	合併時まで調整し統合を図る。
		64 官民境界立会	特になし	合併後も存続する。
		65 民有地の借入	特になし	合併後も存続する。
		66 行政財産使用料（普通財産）	使用料算定基準に相違	土地・建物の算定基準は、当該土地・建物の固定資産評価額の5%＋税相当額として、合併時に統一を図る。ただし専用住宅用地については、近隣の民間借地料を勘案する。
67 公共施設等の賃貸借契約及び契約先	使用料算定基準の調整、統一	合併時まで調整し、統一を図る。		

部会	分類	項目	課題	調整方針
総務 ・ 企画	財政	68 公有財産管理台帳	固定資産税台帳との整合性	合併時までに調整し、存続する。
		69 公有財産（普通財産）管理	共済加入先の相違	合併時までに調整し、統合を図る。
		70 建物、ガラス、自動車損害保険	風連町分（全国自治協会）の市有物件共済会への移行	合併時までに調整し、統合を図る。
		71 自動車等の整備及び管理	特になし	両地区の現況に合わせて存続する。
		72 車庫・整備工場その他付属施設の管理	市：車庫不足	両地区の現況に合わせて存続する。
		74 総合賠償補償保険（全国市町村長会）	市：全国市長会、町：全国町村会加入	合併時に風連地区分の「全国市長会」への移行を図る
		75 貯蔵物品の調達、管理	対象物品、管理、各課配分などの形態の相違	合併時までに調整し、存続する。
		76 指定物品の指定、契約事務	物品調達形態の相違	使用高頻度の物品調達について、効率化及び地域的な考慮を含め、合併時までに調整を図り、統合する。
		77 公正入札調査委員会	委員会の有無	合併時までに調整し、委員会組織の設置を図る。
		78 庁内印刷の振替支出	形態の相違	合併時までに調整を図る。
		79 庁内複写機契約及び使用料の振替支出	契約形態、支払形態に相違	合併時までに調整を図り、合併後も存続する。
		80 金銭リース契約及び支出	市：一括処理（物件購入集中時の運用法）、町：原課処理	合併後、新規対象発生時に検討する。

小 委 員 会 協 議 項 目 (財 政 分 科 会)

部会	分類	項 目	協議項目	小委員会（合併協議会）協議結果
総務 ・ 企画	財政	8 各種基金の運用及び現在高	財産の取り扱い	両市町の所有する財産は、すべて新市に引き継ぐものとする。（6月28日合併協議会決定）
		9 債務負担行為		
		25 地方債の現在高		
		29 備荒資金組合		
		33 公有財産（土地）		
		34 公有財産（建物）		
		35 公有財産（物件・無体財産・有価証券）		
		36 公有財産（出資による権利）		
		37 財産調書（物品＜車輜＞）		
		38 財産調書（債権）		
		41 企業会計（固定資産）水道事業	別途事業毎協議	
		42 企業会計（固定資産）病院会計		
		43 企業会計（企業債）		
		57 土地開発公社	公社・第三セクター等の取り扱い	
		58 土地開発公社の組織		
		59 土地開発公社の会計・監査		
		60 土地開発公社の貸借対照表		
		61 土地開発公社の損益計算書		
		62 土地開発公社の保有土地		
73 債務負担行為の内容及び金額	財産の取り扱い			

専 門 部 会 決 裁 項 目 (税 務 分 科 会)

部会	分類	項 目	課 題	調 整 方 針
総務 ・ 企画	税務	2 税の賦課	賦課台帳の保存期間に相違	文書条例により整備し、合併時に統合する。
		4 市町村民税（個人）の減免	市：納期限までに申請。町：納期限の7日前までに申請。	合併時までに調整し、合併後も存続する。
		5 市町村民税（個人）確定申告の方法	差異なし。電算システムの相違	合併後も存続する。
		6 市町村民税（個人）無申告者の取扱い	特になし	合併後に調整を行い、現行通り存続する。
		7 市町村民税（個人）課税収納管理	特になし	合併後も現行通り存続する。
		8 市町村民税（法人）申告書発送	特になし	合併後も現行通り存続する。
		9 市町村民税（法人）収納管理	特になし	合併後も現行通り存続する。
		10 法人設立届、申告書保管	特になし	合併後も現行通り存続する。
		11 休業法人取り扱い	特になし	合併後も現行通り存続する。
		12 市町村民税（法人）減免、非課税法人の取扱い	市：納期限までに申請。町：納期限の7日前までに申請。	合併時までに調整し、合併後も存続する。
		13 非課税範囲	特になし	合併後も現行通り存続する。
		14 市町村民税（法人）督促上発送	市：納期限から20日以内適時。 町：納期限から20日経過後適時。	合併時までに調整し、合併後も存続する。
		16 固定資産税入力	業務内容に差異なし。電算システムの相違	合併時に電算システムの統一を図る。
		17 固定資産税価格決定	市街地路線価評価以外の評価方法について調整必要	H21の評価替えに向けて、新市で協議する。
18 固定資産税帳票管理	特になし	合併後も現行通り存続する。		
19 縦覧	納期限の差異により、縦覧終了日（市：5月31日まで。 町：6月30日まで。）	納期の統一により、合併時に統合する。		

部会	分類	項目	課題	調整方針
総務 ・ 企画	税務	21 土地鑑定評価業務（時点修正）	特になし	合併後も現行通り存続する。
		22 土地鑑定評価業務	特になし	合併後も現行通り存続する。
		23 土地評価システム委託業務	特になし	合併後も現行通り存続する。
		24 固定資産税図面・航空写真	国土調査：風連町未実施	合併後、町分について新市にて検討する。
		25 固定資産税公図	町：地番修正図なし	合併後、町分公図については新市にて検討する。
		26 固定資産税公図修正	町：なし	市分は存続し、町分は新市にて検討する。
		27 国有資産等所在地市町村交付金	特になし	合併後も存続する。
		29 財団法人資産評価システム研究センター	特になし	合併後も存続する。
		30 軽自動車税（申告書の入力、標識等）	委託業者に差異	入力等は合併後も存続する。標識については合併時までに調整し統一を図る。
		31 税収の状況（過去3カ年）	特になし	合併後も存続する。
		32 市町村税の督促、催告	特になし	合併後も存続する。
		33 市町村税の滞納処分、差押	差異はないが、内部協議必要	合併時までに調整し、合併後も存続する。
		34 公示送達	特になし	合併後も存続する。
		35 延滞金徴収	特になし	合併後も存続する。
		36 口座振替	取り扱いについて内部協議を要する	合併時までに調整し、合併後も存続する。
		37 不納欠損の確認	特になし	合併後も存続する。
42 国民健康保険料の徴収	特になし	合併後も存続する。		
43 地価公示価格に関すること	特になし	合併後も存続する。		

小委員会協議項目 (税 務 分科会)

部会	分類	項 目	協議項目	小委員会（合併協議会）協議結果
総務 ・ 企画	税務	1 税の徴収	地方税の取り扱い（7月29日提出）	
		3 市町村民税（個人）納期の設定と税率		
		15 固定資産税賦課、減免等		
		38 税（税率比較）		
		39 たばこ税		
		40 都市計画税		

部会	分類	項 目	協議項目	小委員会（合併協議会）協議結果
総務・ 企画	税務	28 固定資産評価審査委員会	特別職の身分の取り扱い（7月15日提出）	行政委員会の委員数・任期は法令の定めるところとし、 報酬額は現行額をもとに調整する。（9月1日小委員会）

専 門 部 会 決 裁 項 目 (会 計 分 科 会)

部会	分類	項 目	課 題	調 整 方 針
総務 ・ 企画	会計	1 現金の出納及び保管	指定金融機関派出所勤務時間の相違	合併後に調整を行い、存続する。
		2 債権者登録	市：未実施、町：実施	市：財務会計システム導入後、一元化を図る。
		3 徴収票（領収証書）交付及び管理	出納関係書類の保存年限 市：5年、町10年	10年保存で統一を検討する。
		4 郵便振替に関すること		（税務分科会）
		5 歳入歳出外現金に関すること	（歳入歳出外現金の種類）の相違	合併時まで調整し、統一を図る。
		6 例月出納検査	特になし	現行のとおり存続する。
		7 有価証券の出納保管	白樺CCの証券種類の相違	合併後において、調整を図る。保管については、現行のとおり存続する。
		8 基金の管理	特になし	現行のとおり存続する。
		9 現金及び有価証券の利子及び配当	特になし	現行のとおり存続する。
		10 一時借入金（資金計画に関すること）	借入限度額及び借入金融機関の相違	限度額について新市で決定する。
		11 指定金融機関等について	収納代理金融機関に相違	現行のとおり存続する。
		12 会計の設置状況（普通・特別・公営事業）	特になし	合併時まで調整を図り、再編する。
		13 調定、収入、支出票、振替命令簿等の審査	特になし	現行のとおり存続する。
		14 年末調整（源泉徴収票の一部作成）	（作成担当部署等に相違）	財務会計システム導入により調整する。

専 門 部 会 決 裁 項 目 (議 会 ・ 監 査 分 科 会)

部会	分類	項 目	課 題	調 整 方 針
総務 ・ 企画	議会 ・ 監査	3 議会選出各種委員	選出委員の内容、選出方法に相違。	新市の議会において協議する。
		4 本会議運営状況	会議時間の相違等	新市の議会において協議する。
		5 議会運営上の申し合わせ事項	一般質問の質問方式が異なる。町においては会派がないため代表質問を行っていない。	新市の議会において協議する。
		6 本会議開催状況	町には会派（各会派代表者会議）に伴うものがない	新市の議会において調整する。
		7 一般質問の状況	通告期限・代表質問等が相違	新市の議会において協議する。
		8 会議録の調整	市：業者委託、町：事務局直営	新市の議会において決定する。当分の間は名寄方式が好ましい。
		9 議決書の作成	特になし	地方自治法によるため、差異はない。細部調整で対応。
		10 会議の傍聴	特になし	条例に差異はない。細部調整で対応。
		11 委員会種別と委員数	機構組織により、委員会を決定	新市の議会において協議する。
		12 委員会審査と開催状況	特になし	新市の議会において協議する。
		13 委員会記録の作成	予算、決算特別委員会 市：録音テープ、町：成文保存	新市の議会において協議する。
		14 委員会傍聴状況	特になし	条例による差異なし、合併後に統合する。
		15 特別委員会	(町：合併問題、議会広報特別委員会・市：議会報)	新市の議会において協議する。
		19 議員互助	市：全国市議会議員団体補償制度、町：全国町村議会議員新団体補償制度に加入 (市：名寄市議会議員会、町：風連町議会議員会)	合併時に全国市議会議員団体補償制度に任意加入することとなる。町村制度においては、退職者が継続加入可能なため、新市での対応が必要。 議員会については、新市議会で協議する。
		20 全国市町村議会議員団体補償制度		
22 議員OB会	(市：清友会、町：朋悠会)	新市で両会を取り扱う。新市における議員OBについては、新市議員で協議する。		

部会	分類	項目	課題	調整方針
総務 ・ 企画	議会	25 議長交際費	特になし	新市において協議する。
		26 議員台帳	特になし	合併時統合し、新市に引き継ぐ。
	監査	27 議員視察	視察の内容・方法等が異なっている。	新市の議会において協議する。
		28 議会公印の管守	市：特別委員長の印を有している。	新市において決定する。
		29 備品台帳	特になし	新市に引き継ぎ、取り扱いは財務規程による。
		30 決議・意見書の取扱い（提出要件）	特になし	新市の議会で協議する。
		31 請願・陳情の受理及び審議状況	特になし	新市議会で協議することとなるが、取り扱いに差異なし
		32 議会の広報	特になし	新市の議会において協議する。
		33 統計資料	特になし	新市の議会において協議する。
		36 監査内容	監査内容に相違	合併時、名寄市の例により統合する。
		37 基金運用審査	（市：決算審査意見書に添付、町：なし）	合併時、名寄市の方法により統合する。
		39 政務調査費	（市：条例、規則、町：なし）	新市において協議する。

小 委 員 会 協 議 項 目 (議 会 ・ 監 査 分 科 会)

部会	分類	項 目	協議項目	小委員会(合併協議会)協議結果
総務 ・ 監査	議会 ・ 監査	1 議員数 (8月11日協議会決定)	議会議員の定数及び任期の取り扱い	新市の議会の議員の定数は26人とする。 合併後最初に行われる選挙につき、合併前の市町ごとに選挙区を設けるものとし、核選挙区において選挙すべき議員の数は、風連町8人、名寄市18人とする。
		2 議員任期 (8月11日協議会決定)	議会議員の定数及び任期の取り扱い	平成19年4月30日まで引き続き新市の議員として在任する。
		16 議員共済	一部事務組合等の取り扱い (9月13日小委員会決定)	合併の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に参加する。ただし、風連町が加入している北海道市町村総合事務組合、北海道町村議会議員公務災害等補償組合、全国町村議会議員共済会北海道支部については、合併の前日を以って当該組合から脱退する。
		17 議員年金		
		18 議員の公務災害		
		21 議員表彰	慣行の取り扱い(9月1日小委員会決定)	新市においても継続する。
		23 議会事務局機構・職員数	事務組織及び機構の取り扱い(9月13日小委員会提案)	
		35 監査(事務局)		
		24 議員報酬・費用弁償等	特別職の身分の取り扱い(9月1日小委員会決定)	現行報酬額をもとに調整する。
		34 監査委員		
38 公平委員会	報酬額は現行額をもとに調整する。			

専 門 部 会 決 裁 項 目 (防 災 分 科 会)

部会	分類	項 目	課 題	調 整 方 針
総務 ・ 企画	防災	1 災害対策本部	新地域防災計画が策定されるまでの間、災害発生に対応する暫定的な組織構築が求められる。	合併時には、既存計画を運用した暫定的な組織・機構を確立し、合併後に新地域防災計画を再編する。
		2 地域防災計画及び防災会議	新体制の組織・機構による計画の策定	合併後に詳細項目の調整を図り再編する。
		3 避難場所の指定	既存指定場所の存続と災害対応の是非の確認、調整	各施設状況の再点検と指定の確認及び住民への周知を図る。
		4 防災組織（体制）	新地域防災計画策定までの間の暫定組織の構築	合併時には、既存計画の運用から市町間に暫定的な防災組織機構を構築し、合併後、新地域防災計画を再編する
		5 自主防災組織に関すること	市：災害救助協会、町：災害防止救助活動協会 双方 NPO天塩川リバーネット 自主防災組織の育成強化	新市組織に即した災害救助協会の再編に向けた協力を依頼。NPO天塩川リバーネットの支援。
		6 防災施設及び災害時備蓄品	独自備蓄品の不足。災害発生時には業者から調達している。	合併後、新市において必要数量及び保有先の整理を行い存続する。
		7 防災訓練	市：独自で防災訓練。両市町とも自然災害が希なため住民や職員の防災意識が高いとはいえ、何らかの形で訓練を継続していくことが大切	新市の防災計画に沿った計画を立案する。
		8 災害対策に関すること	市：職員向け災害発生時の対策マニュアル作成。 町：防災計画による職員の取り組みのため、初動体制に支障をきたす恐れ有り。	災害発生時の地域防災計画に基づき、職員用行動マニュアルの整備を行い周知、初動体制の確立を構築する。
		9 気象観測	町：消防署独自に観測。天塩川流域の気象情報収集システム構築が課題	合併後、関係機関との連携を強化し、情報収集・発信の充実を図る。
		10 防災行政無線	市：防災行政用移動無線は新市においても活用、各部署において整備を図る。	新市において必要性を検討し整備を図る。
		11 洪水ハザードマップの策定・改定	特に無し	合併後も存続する。
		12 道路防災業務	担当部署に差異	担当部署の調整を図る。

部会	分類	項目	課題	調整方針
総務 ・ 企画	防災	13 自衛隊の災害派遣要請	特に無し	現行の地域防災計画により運用、合併後、計画再編を図る。
		14 気象庁地震計測器	機器設置の必要性等の検討	合併後に必要性について関係機関と協議、検討する。
		15 防災へり駐機場	正規の駐機場整備の検討	合併後も現行のとおり存続し、正規の駐機場整備の検討を行う。